

1 栄区内の刑法犯認知件数(暫定値)

	令和5年			令和4年 2月末累計	対前年比(件)
	2月件数	先月末累計	2月末累計		
全認知件数	24	21	45	44	1
凶悪犯	0	0	0	1	-1
粗暴犯	0	2	2	2	0
窃盗犯	16	10	26	26	0
侵入盗犯	2	1	3	1	2
空き巣	0	0	0	0	0
その他	2	1	3	1	2
乗り物盗	6	4	10	9	1
自転車	5	3	8	8	0
オートバイ	0	1	1	1	0
自動車	1	0	1	0	1
非侵入窃盗	8	5	13	16	-3
ひったくり	0	0	0	0	0
部品ねらい	0	2	2	2	0
車上ねらい	0	0	0	2	-2
自動販売機ねらい	1	0	1	0	1
その他	7	3	10	12	-2
知能犯	5	5	10	5	5
詐欺	5	5	10	5	5
その他	0	0	0	0	0
風俗犯	0	0	0	1	-1
その他の刑法犯	3	4	7	9	-2
占有離脱物横領	0	0	0	0	0

※ 参考事項

- 凶悪犯 ~ 殺人、強盗、放火など
- 粗暴犯 ~ 暴行、傷害、恐喝、脅迫など
- 窃盗犯
 - ・ 侵入盗 ~ 空き巣、忍び込み、事務所荒し、金庫破り、出店荒しなど
 - ・ 乗り物盗 ~ 自動車、オートバイ、自転車
 - ・ 非侵入盗 ~ ひったくり、すり、置き引き、万引きなど
- 知能犯 ~ 詐欺、横領、通貨偽造など
- 風俗犯 ~ 強制わいせつ、賭博、わいせつ物頒布など
- その他の刑法犯 ~ 占有離脱物横領、住居侵入など

県内の刑法犯認知件数 令和5年2月末現在(暫定値) 6,345件(前年比 +1,751件、+38.1%)

2 刑法犯検挙状況(2月末現在)

	検挙件数	検挙人員	検挙率(%)
刑法犯全体	21	13	46.6%
窃盗犯	9	3	33.3%

3 人身交通事故発生状況(2月末現在)

	件数	対前年比	高齢者関係事故	二輪車関係事故
発生	24	-3件	10件	9件
死者	0	±0	0	0
負傷者	29	-9人	5人	8人

4 特殊詐欺の認知状況

令和5年2月末の県内の認知(暫定値)

	認知件数	被害金額(約)
特殊詐欺総数	325	5億2,652万円
オレオレ詐欺	124	2億6,048万円
預貯金詐欺	32	1,854万円
架空料金請求詐欺	26	766万円
融資保証金詐欺	2	367万円
還付金詐欺	96	1億3,355万円
その他の手口	0	0
キャッシュカード詐欺盗	45	3,364万円

令和5年2月末までの栄区内の認知(暫定値)

	認知件数	被害金額(約)
特殊詐欺総数	10	1,256万円
オレオレ詐欺	3	500万円
預貯金詐欺	1	0
架空料金請求詐欺	0	0
融資保証金詐欺	0	0
還付金詐欺	5	572万円
その他の手口	0	0
キャッシュカード詐欺盗	1	183万円

5 警察からのお知らせ

- (1) 高齢者が関係する交通事故が多発しています。
車の運転に不安を感じている方やそのご家族の方を対象に、安全運転の継続に必要な助言・指導や今後の運転免許の継続等について相談をお伺いします。

お電話での相談窓口もありますので、是非ご利用ください。
【安全運転相談ダイヤル】月曜日～金曜日(土・日・祝・休日を除く)午前8時30分から11時まで、午後1時から4時まで
TEL #8080(しゃーぶ はればれ)

昨年末現在高齢者が関係する交通事故は全体の38.9%と非常に高くなっています。
高齢者の横断中の事故が多いので、反射材の着用と横断歩道の横断をお願いします。
また、運転免許自主返納制度もありますので、少しでも運転に不安を覚えたら運転免許の自主返納を検討して下さい。
二輪車事故も全体の32.6%と高い割合です。
被害軽減対策のためプロテクターの着用を検討して下さい。

- ★ 横断歩道は歩行者優先、ルールを守った正しい横断、反射材の着用が交通事故防止の第1歩です。
- ★ 日没が急に早くなります。早目のライト点灯をお願いします。
- ★ 県下では自転車の関係する交通事故が多発しています。自転車は車の仲間です。
- ★ 神奈川県内で、交通死亡事故が多発しています。より一層の安全運転をお願いします。

- (2) 自転車やオートバイには必ずカギを掛けてください。
自宅の敷地内やマンション等の駐輪場、買い物等でスーパーやコンビニエンスストアの駐輪場に自転車やオートバイを停める場合は、たとえ短時間であっても必ずカギを掛けるようにして、盗難の被害に遭わないよう十分に注意して下さい。
特に、ワイヤー錠等を使って「ダブルロック」をすると、更に効果的です。

- (3) 県警察では4月に管内実態掌握活動強化期間として地域警察官が巡回連絡活動を通じて特殊詐欺被害防止や事故に遭わないための情報発信活動を推進する予定です。
巡回連絡活動への皆様のご理解とご協力をお願いします。

交番名	町名	凶悪犯	空き巣	ひったくり	自動車盗	オートバイ盗	自転車盗	車上ねらい	特殊詐欺	その他	合計
元大橋	元大橋 1丁目								2		2
	元大橋 2丁目										0
	中野町										0
	若竹町										0
	柏陽								1		1
	鍛冶ヶ谷 1丁目								1		1
	鍛冶ヶ谷 2丁目						1			2	3
	鍛冶ヶ谷町										0
元大橋・庄戸	上郷町				1					4	5
上郷・庄戸	野七里 1丁目								1		1
庄戸	野七里 2丁目										0
	庄戸 1丁目										0
	庄戸 2丁目										0
	庄戸 3丁目										0
	庄戸 4丁目										0
	庄戸 5丁目										0
	東上郷町										0
	長倉町									2	2
豊田	本郷台 1丁目										0
	本郷台 2丁目										0
	本郷台 3丁目										0
	本郷台 4丁目								1		1
	本郷台 5丁目										0
	飯島町					1				5	6
	長沼町								1	1	2
合計		0	0	0	1	1	8	0	10	25	45

栄区内の火災・救急状況について

区連会3月定例会資料
令和5年3月20日
栄 消 防 署

火災情報

令和5年2月28日現在

栄 区 内				
火災発生状況				
年 別	令和5年		令和4年	増△減
	2月	累計		
件 数	1	2	6	△ 4
火災種別	建 物	1	5	△ 4
	林 野	0	0	0
	車 両	0	1	△ 1
	船 舶	0	0	0
	航空機	0	0	0
	その他	0	1	0
損害	焼損床面積	0	14	△ 14
	死 者	0	0	0
	焼死等	0	0	0
	放火自殺	0	0	0
	負 傷 者	1	1	0

横 浜 市 内					
火災発生状況					
年 別	令和5年	令和4年	増△減		
件 数	137	126	11		
火災種別	建 物	83	87	△ 4	
	林 野	0	0	0	
	車 両	9	12	△ 3	
	船 舶	0	0	0	
	航空機	0	0	0	
	その他	45	27	18	
損害	焼損床面積	1,495	911	584	
	死 者	3	4	△ 1	
	焼死等	3	3	0	
	放火自殺	0	1	△ 1	
	負 傷 者	26	18	8	

主 な 出 火 原 因				
	種 別	令和5年	令和4年	増△減
1	放火（疑い含む）	1	0	1
2	こんろ	1	0	1
3				
4				
5				

主 な 出 火 原 因				
	種 別	令和5年	令和4年	増△減
1	放火（疑い含む）	28	15	13
2	たばこ	19	21	△ 2
3	こんろ	15	11	4
4	ストーブ	9	15	△ 6
5	配線器具	7	7	0

※本年数値は速報のため変更する場合があります。

栄区連合町内会別火災発生状況			
豊田地区	0	本郷第三地区	1
笠間地区	0	上郷西地区	1
小菅ヶ谷地区	0	上郷東地区	0
本郷中央地区	0	連合未加入	0
合 計		2	

【2月中の火災】

14日 建物火災 上之町 2階建て専用住宅の床面若干、鍋及びレンジフードを焼損

救急情報

令和5年2月28日現在

栄区内				
救急状況				
年別	令和5年		令和4年	増△減
	2月	累計		
件数	547	1,261	1,265	△4
急病	404	946	922	24
交通事故	11	23	42	△19
一般負傷	105	238	257	△19
その他	27	54	44	10

横浜市内				
救急状況				
年別	令和5年		令和4年	増△減
	2月	累計		
件数	39,627	38,794		833
急病	28,287	27,461		826
交通事故	1,286	1,317		△31
一般負傷	7,228	7,164		64
その他	2,826	2,852		△26

※ 本年数値は速報のため、変更する場合があります。



あっ！危ない



"着ている服に火が!!"



着衣着火に気をつけましょう！

防ぐPOINT

- こんろの奥に調理道具や調味料を置かない
- 鍋などの底から炎がはみ出さないよう適切な火力に調整する
- 調理するときはゆったりとした服や袖が広がった服を着ない



発生した際の対処方法

万が一、衣服に火がついた場合、その衣服が素早く脱げる場合は脱いでください。脱ぐことができない場合は火のついた部分を叩いたり、水をかけるなどして早急に火を消しましょう。

近くに水がない場合は…

ストップ(止まって)

衣服に火が着いたまま走ると、かえって火の勢いを大きくするので絶対に走ってはいけません。その場に止まります。

ドロップ(倒れて)

地面に倒れこみ、燃えているところを地面におしつけるように、体と地面をくっつけます。

ロール(転がって)

ゴロゴロ転がること、衣服についた火が地面と当たって広い範囲を窒息消火します。転がるときは、両手で顔をおおうようにしてください。顔へのやけどを防げます。



市連会 3 月定例会説明資料
令和 5 年 3 月 10 日
市民局地域活動推進課

「令和 5 年度横浜市市民活動保険」の周知及びリーフレットの配布について

「横浜市市民活動保険」は、より住みやすい地域の実現のため、ボランティア活動をする方が安心して活動を行えるように、市があらかじめ保険会社と保険契約を締結して運営しています。令和 5 年度もこれまでと同様に、継続して実施します。

事業周知のため、令和 5 年度版のリーフレットを 3 月の区連会資料に同封して各自治会町内会長あてにお送りします。よろしくお願いいたします。

1 令和 5 年度横浜市市民活動保険補償内容

令和 4 年度補償内容から変更はありません。

賠償責任保険（限度額）		傷害保険	
身体賠償	1 名 1 億円	死 亡	1 名 500 万円
	1 事故 5 億円	後遺障害	後遺障害の程度に応じた金額 (1 名 上限 500 万円)
財物賠償	1 事故 500 万円	入 院	1 日 3,500 円 (180 日限度)
保管物賠償	1 事故 500 万円	通 院	1 日 2,500 円 (90 日限度)
免責金額 (自己負担額)	5,000 円	手 術	入院の手術 35,000 円 外来の手術 17,500 円

2 添付資料

リーフレット「令和 5 年度横浜市市民活動保険のご案内」

3 主な配布先

各区総務課、各区区政推進課広報相談係、各区市民活動支援センター、地域ケアプラザ 等
本市ホームページにも掲載します。

※ 令和 5 年度横浜市市民活動保険事業は、予算案が横浜市会において議決されることが実施の条件となります。

【担当】市民局地域活動推進課 木村・笹尾

電話：045-671-3624

メール：sh-chiikikatsudo@city.yokohama.jp

令和5年度 横浜市市民活動保険のご案内

ボランティア活動中のケガや、他人の物を壊した場合などの補償制度です。

令和5年4月1日午後4時～翌年4月1日午後4時に発生した事故が対象です。
補償内容等が年度によって変わる場合がありますので、必ずご確認ください。

特徴

- 保険料は不要です。
- 事前の登録・加入手続きは不要です。
- 事故発生後に手続きをさせていただきます。

ボランティア活動をする方が安心して活動を行えるように、横浜市が保険料を負担し、保険会社と契約をしています。活動者には事故発生後に、日頃の具体的な活動内容や、事故の状況を書面で報告していただきます。それに基づき横浜市と保険会社が審査を行い、要件を満たしていることが確認できた場合に保険金が支払われます。

※ 詳しい手続き方法・必要書類については、最後のページをご確認ください。

対象

もっぱら市内で、次の4つの要件を全て満たすボランティア活動を行う方。

- ① **自主的に**構成されたグループや個人、地域住民組織である自治会町内会が行っている活動
- ② **無報酬**の活動（交通費などの実費の支給を除く）
- ③ **継続的・計画的**に行っている活動
- ④ **公益性**のある(他人や社会に貢献する)活動

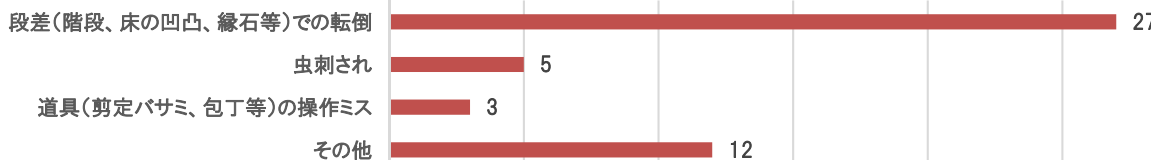
対象となる活動の例は次ページ

※ 対象となるボランティア活動には次の行為も含まれます。

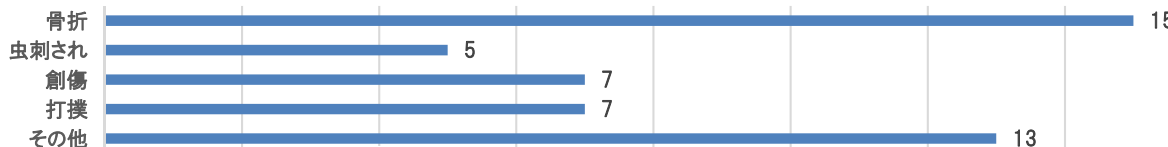
- ・ 集合地又は出発地及び解散地と自宅との通常考えられる経路の往復途上（国内に限る）
- ・ 活動に必要な会議・会場設営の準備活動、後片付け

事故の原因は？

【傷害事故: 令和4年4月～令和4年12月】



負傷内容は？



どうぞ気を付けてご活動ください。

対象となるボランティア活動の例



1	社会福祉施設等への援護活動	行事の手伝い、習い事の指導、慰問 等
2	高齢者、障がい児・者等への援護活動	配食サービス、生活介助、手話通訳・点訳・朗読奉仕 等
3	清掃活動	公園・河川・公道等の不特定多数の方が利用する場所の清掃・美化活動 等
4	資源回収・リサイクル活動	
5	公共的団体が行う募金活動	共同募金、交通遺児募金 等
6	地域防災・防犯活動	地域防災拠点の運営、地域の防災訓練の運営・指導、避難所での配食活動、防犯パトロール 等
7	交通安全活動	通学路での児童の見守り、自転車放置防止 等
8	保健衛生活動	食生活改善指導、健康に関する啓発 等
9	スポーツ活動の指導・運営	各種スポーツの指導、競技会の企画・運営・審判 等
10	文化活動の指導・運営	絵画・音楽・パソコン・各種学習の指導、講座の企画・運営 等
11	地域住民組織の運営	自治会町内会や老人クラブ、子ども会の運営、自治会町内会役員会等の会議への参加、広報物の配付・掲示 等
12	市(区)主催・共催事業の企画・運営	講演会、展示会等の企画・運営 等



次の活動は対象になりません。(主な例)

- (1) 勤務中や職業に従事しているときの活動、委託契約に基づく活動(報酬の有無にかかわらず、対象外)
- (2) 民生委員・児童委員、スポーツ推進委員などの非常勤特別職の地方公務員としての活動
(公務災害等の補償があります)
- (3) 学校管理下での活動(例:市立学校の授業で川の清掃を行う生徒と、それを指導する地域の方)
- (4) 単位取得や学習のために行う活動(例:学校の宿題として課された活動)
- (5) 金額にかかわらず、謝金・手当など、労働の対価が支給される活動(交通費・食費などの実費の支給は可)
- (6) 一時的、突発的な善意の行為(例:一時的な手伝い、突然倒れた人を助ける行為)
- (7) 親睦が目的の活動、サークル活動(例:団体の親睦会、活動後の慰労会、趣味の活動)
- (8) 互助的な活動(例:集合住宅の敷地内の清掃、共有財産の管理、ごみ集積場所の清掃)
- (9) 特定の個人や特定の団体の利益のための活動
- (10) 政治、宗教、営利に関わる活動(例:祭礼等の宗教行為を含む行事、宗教施設の維持管理等)
- (11) チェーンソーを使用する森林ボランティア活動 (賠償責任事故のみ対象となります)
 - ㊦ 防災訓練やイベントの参加者、講座の受講者は対象になりません。(スポーツ活動の運営者であっても競技参加中の事故は対象外となります)
 - ㊧ 本市が執行する他の保険とは併用できません。(個人で加入している民間の保険との併用は可能です)
 - ㊨ 本市が所有する施設への賠償責任事故には適用できません。

補償内容



賠償責任事故	ボランティア活動中にボランティア活動者の過失により、他人にケガを負わせたり、他人の物を壊してしまったりなどした結果、被害者から損害賠償を求められ、 法律上の賠償責任を負った場合に 保険金が支払われます(道義上の責任のみでは支払対象となりません)。 ※免責金額(自己負担額)5,000円を超える部分について支払われます。			
	区分	保険金額(限度額)	自己負担額	内容
	身体賠償	1名 1億円 1事故 5億円	5,000円	他人の身体に損害を与えた場合
	財物賠償	1事故 500万円		他人の財物に損害を与えた場合
保管物賠償	他人からの預かり品や管理している物を滅失・き損・汚損などにより被害を与えた場合			

傷害事故	ボランティア活動中に発生した 急激かつ偶然な外来事故(※) によって、ボランティア活動者が死亡・負傷した場合に保険金が支払われます。		
	区分	保険金額	内容
	死亡	1名 500万円	傷害事故が原因で事故の日から180日以内に死亡した場合
	後遺障害	程度により 1名 20~500万円	傷害事故が原因で事故の日から180日以内に後遺障害が生じた場合
	入院	1日 3,500円 (180日限度)	傷害事故が原因で事故の日から180日以内に入院または通院した場合 ※実際にかかった費用ではなく、入院・通院の日数で計算します。 ※ 医師のいる医療機関 で診断・治療を受けてください。
	通院	1日 2,500円 (90日限度)	
手術	入院の手術 35,000円 外来の手術 17,500円	入院保険金が支払われる場合で、事故の日から180日以内に傷害の治療のために手術を受けた場合(1回の手術に限る)	

※急激かつ偶然な外来事故とは

- ・ **急激**・・・原因または結果の発生を**避け得ない**程度に急迫した状態
- ・ **偶然**・・・原因または結果の発生が対象者にとって**予知できない**状態
- ・ **外来**・・・原因の発生が対象者の身体に内在するもの(**持病等**)ではないこと



支払いの対象とならない主な例

■賠償責任事故・傷害事故 共通

・地震、噴火、または津波による事故 ・活動者の故意による事故 ・活動者の心神喪失による事故 等

■賠償責任事故

- ・ 車両の所有、使用、または管理に起因する事故
- ・ 故意又は重大な過失により法令に違反して製造、販売又は提供した物による事故
- ・ 自身(団体)の財物の滅失、き損または汚損
- ・ 活動者の親族に対する事故 等

■傷害事故

- ・ 熱中症
- ・ 対象者の脳疾患や疾病によるもの
- ・ 細菌性食中毒
- ・ むち打ち症や腰痛などで、それらの症状を裏付けるに足りる医学的他覚所見がないもの
- ・ 自殺行為、犯罪行為、無資格運転、酒酔運転による事故
- ・ 重大な過失による事故
- ・ 長時間立って作業をしたことでひざを痛めた 等

事故が起こった際の手続き方法



1 (ケガをした場合)すぐ病院へ行く

事故によるケガの状態を把握し、適切な治療を受けるために**医師のいる病院**へ行きます。

2 区役所へ連絡する(原則 30 日以内)

事故が発生した場合は、お近くの**区役所総務課**まで電話等でご連絡ください。手続き方法をご説明いたします。

3 区役所に必要書類を提出する(事故報告書の様式を受け取った日から原則 14 日以内)

■ 区役所から「**事故報告書(様式)**」をお渡しします。必要事項を記入し、**書類(下表参照)**と一緒にご提出ください。

保険の対象要件(確認事項)		提出書類の例
1	自主的に構成されたグループや個人、地域住民組織である	規約、会則、チラシ、ボランティア募集パンフレット 等
2	無報酬の活動である	
3	公益性のある活動である	
4	継続的・計画的に実施されている活動である	事業計画書、案内文、チラシ 等
5	申請者(活動者)が事故日に活動していた	当日の活動者名簿、当番表、ボランティア登録票 等
6	【往復経路での事故の場合のみ】 事故は、適切な経路上で発生している	「自宅～活動場所」の経路と事故発生場所が示された地図

■ 「**事故報告書**」には、**事故や活動を証明できるご家族以外の第三者の氏名・住所等を記載**していただきます。

■ **市が、対象となる活動であると認める場合に、保険会社から保険金の請求に必要な書類をお送りします。**

4 保険会社に保険金の請求書を提出する

■ **賠償責任事故の場合**は、被害者との間で示談が成立した時、または調停、裁判上の和解、判決等、書面による合意が成立した後にご提出ください。

■ **傷害事故の場合**は、日常生活に支障がない程度まで回復された時、または事故発生日から 180 日を経過した時にご提出ください。

■ **請求内容について保険会社が確認・調査した結果、対象事故であると認める場合に、保険金が支払われます。**

よくあるご質問

横浜市ホームページに掲載しています。 [トップページ](#) [市民活動保険](#)



Q1: 市民活動保険が利用できるのなら、自分で契約していた保険は解約しても大丈夫ですか？

→市民活動保険は万が一の事故のための最低限の補償を行う制度のため、活動内容を踏まえ、どの範囲の補償が必要か十分に検討してください。なお、任意で契約した民間の保険と併用できる場合もあります。

Q2: 申請書類に名簿等の提出が必要とありますが、個人情報の取扱はどのようになりますか？

→全員の名簿は必要ありません。申請する方や関係する方の記載部分のみご提出ください。また、ご提出の際は団体代表者や該当者の了解を得る等、ご調整ください。

(各区役所総務課) お問い合わせ・申請先 市外局番 045	青葉区	Tel 978-2212 Fax 978-2410	港南区	Tel 847-8305 Fax 841-7030	戸塚区	Tel 866-8308 Fax 881-0241
	旭区	Tel 954-6006 Fax 951-3401	港北区	Tel 540-2206 Fax 540-2209	中区	Tel 224-8112 Fax 224-8109
	泉区	Tel 800-2312 Fax 800-2505	栄区	Tel 894-8311 Fax 895-2260	西区	Tel 320-8308 Fax 322-9847
	磯子区	Tel 750-2311 Fax 750-2530	瀬谷区	Tel 367-5611 Fax 366-9657	保土ヶ谷区	Tel 334-6373 Fax 334-6390
	神奈川区	Tel 411-7006 Fax 324-5904	都筑区	Tel 948-2212 Fax 948-2208	緑区	Tel 930-2211 Fax 930-2209
	金沢区	Tel 788-7705 Fax 786-0934	鶴見区	Tel 510-1653 Fax 510-1889	南区	Tel 341-1224 Fax 241-1151

自治会町内会長 様

栄区総務課長

「町の防災組織活動費補助金」の交付申請及び前年度の活動報告について（通知）

日頃から本市の危機管理対策事業に種々の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、令和5年度も町の防災組織による防災活動を充実していただくため、標記補助金を交付いたします。同封の手引きを御参照のうえ、交付申請・実績報告の手続きをお願いいたします。

送付書類

- (1) 町の防災組織活動費補助金交付要綱
- (2) 事務の手引き
- (3) 町の防災組織活動費補助金交付申請書
- (4) 町の防災組織活動費補助金実績報告書

※区連会終了後、栄区役所ホームページに同資料のデータを掲出します。

【連絡事項】

◎従来から区地域振興課に提出していただいている、自治会町内会の予算・決算書類（事業計画書・収支予算書・事業実績報告書・収支決算書*）・団体の規約・口座振替依頼書を、町の防災組織活動費補助金の添付書類として使用します。申請書、報告書と合わせて、上記の添付書類等が揃うことで受理となります。

※事業計画書・収支予算書・事業実績報告書・収支決算書は必ず総会等の承認を得てください。

※団体の規約・口座振替依頼書は地域振興課宛ご提出されていれば添付する必要はありません。

※本補助金の申請世帯数は、令和5年4月1日時点の「広報よこはま」配布部数か自治会町内会加入世帯数のどちらか多い数を上限とします。

◎区地域振興課に予算・決算書類を提出していない自治会町内会等の方は、別途、予算・決算書類等の提出が必要になります。

◎町の防災組織活動費補助金の申請金額及び支出金額と、団体の収支予算書及び収支決算書の「町の防災組織活動費」の金額との整合性を取ってください。

【提出期限】 申請及び報告に係る各書類の提出期限は令和5年8月31日（木）です。

8月31日（木）に間に合わない場合は、下記担当までご相談ください。

問合せ：栄区総務課防災担当

TEL 045-894-8312 FAX 045-895-2260

資料No.5

区連会説明資料
令和5年3月20日
栄区福祉保健課

令和5年3月22日

各自治会・町内会 会長 様

栄区福祉保健センター福祉保健課長

横浜市保健活動推進員だより第45号の送付について

日ごろから、区政の推進につきましては、格別たるご尽力をいただき、厚くお礼申し上げます。
このたび、横浜市保健活動推進員だより第45号が横浜市より届きましたので、各自治会町内会長様に一部ずつ配布させていただきます。

参考までにご覧ください。
よろしくお願いたします。

1 送付書類

横浜市保健活動推進員だより 第45号

1部

お問合せ先：福祉保健課健康づくり係 担当 門脇・永田 電話 045(894)6964
--



保健活動推進員だより

第45号
令和5年2月28日

編集・発行：横浜市保健活動推進員会（事務局：横浜市健康福祉局保健事業課）
横浜市中区本町6-50-10 TEL.045-671-2454 FAX.045-663-4469

市長あいさつ

保健活動推進員の皆様には、日頃から地域の健康づくりの推進役としてご活躍くださり、心より感謝申し上げます。

コロナ禍においても、保健活動推進員の皆様には感染予防対策を施しながら地域における健康づくり活動を継続していただいております。日々の活動においては、まだまだ大変な場面も多いかと思いますが、そのような中でも、皆様にはこれまでの経験を生かしながら、様々な工夫を凝らした活動をしていただいております。大変心強く思います。

横浜市の健康づくりには、保健活動推進員の皆様のお力が欠かせません。引き続き、ご自身の健康を大切にしながら、地域の健康づくりの推進役としてより一層のご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。



横浜市長
山中竹春

保健活動推進員会の状況 (令和4年4月1日現在) ◎会長 ○副会長 ●会計

区名	地区数	推進員数	区会長名	区名	地区数	推進員数	区会長名
鶴見	18	309	増子 眞智子	金沢	14	237	森田 逸子
神奈川	21	190	武田 勇藏	港北	13	427	大森 幹雄
西	7	96	渡辺 正枝	緑	11	203	原田 ますみ
中	11	112	清水 綾子	青葉	16	255	越井 太郎
南	16	277	○中村 雅一	都筑	14	145	●大野 和子
港南	15	169	石川 正二	戸塚	18	231	落合 清子
保土ヶ谷	22	227	○久保 進	栄	7	88	石井 繁晴
旭	19	338	齊藤 由紀子	泉	12	192	武関 いと子
磯子	9	170	◎蟹澤 多美江	瀬谷	12	166	安田 智子
				合計	255	3,832	

全体研修会の報告

令和4年11月15日(火)に横浜市保健活動推進員全体研修会を開催しました。今回は初のWeb配信での開催で、横浜市中心の健康相談センター精神科医師による「こころの健康を保つために～withコロナ～」というテーマの講演があり、300人を超える推進員が参加しました。



ストレスに気づいて対処していくために役立つ知識や、良好な人間関係を維持するコミュニケーションにおける技法、そして日々心掛けたい生活習慣について学び、こころの健康についての理解を深めました。学んだことを私たち自身の日常生活に取り入れつつ、保健活動推進員として周囲とも共有して、地域の健康づくりに活用していきたいと思っております。



中区ってこんなまち!

- 横浜開港の歴史と異国情緒を感じさせる街並みが特徴的です。
- 行政・ビジネス・港湾・観光の中心地として多様な都市機能を有しています。
- 外国人居住者が多く、国際色豊かな地域です。



withコロナでの活動紹介



健康チェック



ウォーキング前の準備体操

中区会長(第4地区南部会長) 清水 綾子

新型コロナの蔓延により外出自粛が求められ、推進員同士が集まることすら難しい状況が続きました。

その間は電話等で連絡を取り合い、活動の調整を行いました。顔を合わせた打ち合わせができない不便さを感じる一方で、推進員活動について振り返り、その意義を実感する機会にもなりました。

その後、世の中の活動再開に合わせ、保健活動推進員も感染対策を講じながら徐々に活動を再開しました。

ラジオ体操やウォーキングなど、屋外で行える活動をメインに、また、屋内での活動については、少人数・マスク着用・消毒等を行ったうえで実施しました。

保健活動推進員の魅力

中区会長(第4地区南部会長) 清水 綾子

保健活動推進員として活動する中で、継続して体を動かすことの大切さを感じ、自らの健康意識が高まりました。

また、新たな地域活動や社会サービスを知り、貴重な体験になりました。

保健活動推進員だからこそ、幅広い世代の方々と知り合い、交流できること、また、活動を通して誰かの役に立っているという自己肯定感を得られることは、保健活動推進員の魅力ではないでしょうか。

今後も新たなことに挑戦し、地域の方に体を動かすことや健診の大切さを伝えながら、保健活動推進員について知ってもらい、活動に参加してもらえよう啓発していきたいと思えます。



市庁舎見学



ペイサイドブルー見学

講評

栄区福祉保健センター長 横森 喜久美

コロナ禍において感染対策を十分に講じながら、様々な活動を継続されており感心しました。また、保健活動推進員として活動される中で、ご自身の健康意識が高まったと感じられていることに何よりも嬉しく思います。人との交流や、活動へのやりがいは、精神的な健康に良い影響を与えます。是非、これからも保健活動推進員として誇りを持ち、楽しみながら活動を続けていただければ幸いです。

港南区ってこんなまち!

- 旧武蔵の国と相模の国を分ける国境の道が、区の南北を貫くように通っています。
- 令和4年度の区民意識調査で、港南区に住み続けたいと答えた人が8割いました。
- 防犯・防災や川の清掃をはじめとするまちの美化活動、地域のおまつりなど様々な場面で、「地域のつながり」や「支えあい」を大切にされた地域活動が多く行われています。

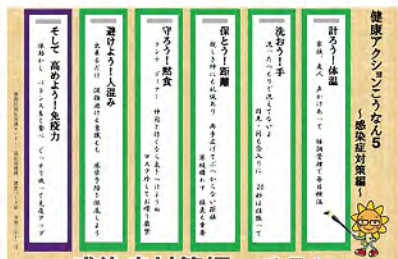


withコロナでの活動紹介

こうなん5クイズ動画



健康アクションこうなん5は、みなさんが毎日気軽に実践できる



感染症対策編 チラシ

港南区会長(ひぎり地区会長) 石川 正二

港南区では毎年10～11月を「健康づくり月間」と位置づけ、「ひまわり健康フェア」での健康チェックや「ふれあいウォーキング」を行ってきました。コロナ禍でイベント開催が難しくなり、健康フェアをWeb開催として健康づくりに関する動画を流したり、個人で歩けるよう小冊子のマップを作るなど工夫しました。アンケートの結果では自分の都合が良い時に行えると好評でした。

また、港南区の合言葉「健康アクションこうなん5」の感染症対策編を作成し、広報車で区内に流し啓発しました。各地区の活動でも、行事の時間の短縮、参加人数の制限など工夫を凝らして活動を再開しています。

保健活動推進員の魅力

港南区会長(ひぎり地区会長) 石川 正二

「地域の健康づくり」が私たち保健活動推進員の主要活動テーマですが、0歳児の赤ちゃんからシルバー世代まで様々な方々に接し、自分の知見が広がり、皆さんの笑顔を見ることで私も「ガンバロウ」と勇気を貰うことができ、自他共に幸せを感じられます。活動は大変なこともあります。結局は自分の為になることが多いといえるかも知れません。これからも地域ニーズに応えられるよう情報発信に努めてまいります。

3年にわたるwithコロナの時代を経て学んだ「自粛はするが萎縮はしない!」を合言葉に明るい地域社会を創り上げていく一助になれば幸いです。



みんなで楽しく!(体操教室)



友達できたかな?(赤ちゃん教室)

講評

栄区福祉保健センター長 横森 喜久美

コロナ禍で活動に制約がある中、Web開催から小冊子作成までやり方を工夫し、健康づくりの推進に取り組まれ、素晴らしいと思いました。これまで通りの活動がなかなかできず大変な思いをされたとは思いますが、皆さんが力を合わせやり遂げたからこそ、ご好評の声を多くいただけたと思います。引き続き、「自粛はするが萎縮はしない!」を合言葉に、皆さんで協力しながら活動を進めていくようお願いします。

泉区ってこんなまち!

- 樹林地や農地などの緑が多く残っており緑被率は36.3%と市内で3番目に高くなっています。
- 和泉川や阿久和川などの河川や湧水など水資源も豊富にあり、自然豊かな水辺空間が数多く存在します。
- 農業も盛ん! 耕地面積が市内で1番広く、農産物の直売所が数多く存在します。



withコロナでの活動紹介



体操の様子(いちょう団地地区)



体操の様子(富士見が丘地区)

いちょう団地地区会長 合田 充希

対象の多くが高齢者層であることから、密の回避が可能な施設であるか、人数は多すぎないか等、感染のリスクを最大限に考慮しました。活動可能な地区では、参加者を二つの班に分け、それらが交わらないように調整したり、工業用の扇風機を換気に使用したりと、基本的な対策の上に工夫を重ねました。

しかしながら「感染・重症化の恐れ」は「フレイル・認知症の恐れ」に勝り、参加者数は減少傾向にあります。

ともあれ、健康づくりは継続が大切ですので、感染症対策を万全に、是非ともお近くの活動にご参加ください!

保健活動推進員の魅力

中田地区会長 乾 みさを

50代最後に保健活動推進員の職を受けました。子供らは独立し、自分が還暦に差し掛かるとともに、親が80代になり、様々な状況が起こっていく中、まさに、保健活動推進員として学ぶことで、リアルに自分のためになったことが大きな収穫です。さらに、老齢に足を踏み入れている自分自身も心身のケアを忘れずにいられるのもありがたいです。そして、何よりも、地域の方々の健康づくりのお手伝いができることは、この上なく幸せなことです。月2回の健康づくり活動に参加していただいている皆さんの笑顔を見られることに感謝しています。



体操



ウォーキング

講評

栄区福祉保健センター長 横森 喜久美

皆さんが、活動を通してやりがいを感じているのは、有意義な取組をたくさん行っているからだと思います。また、活動にあたっては、会場や人数、換気方法など、細やかな感染対策を工夫されており感心しました。コロナ禍の活動で参加人数の減少があるとのことですが、現在実施している様々な工夫は、今後参加する方にとって欠かせない安心材料となります。引き続き、地域での健康づくりを普及するための取組をお願いします。

金沢区

3年ぶりの開催！ 金沢まつりで健康チェック



金沢区会長（金沢南部地区会長） 森田 逸子

10月15日（土）、「金沢まつりいきいきフェスタ」が3年ぶりに開催されました。保健活動推進員は活動紹介のパネル展示と握力測定を実施し、ブースには1,000人近くの方が来場する大盛況となりました。コロナ禍で活動を縮小せざるをえない状況が続いていましたが、イベントでの測定を通して一人一人の健康づくりにふれることができ嬉しく思います。

健康チェックは1種類だけでしたが、世代を問わず多くの方に喜んでいただくことができ、地域のみなさまも待ち望んだイベント開催だと実感しました。引き続き感染対策に配慮しながら、今回の活動を今後の健康づくりにつなげていきたいと思ひます。

港北区

コロナ禍での健康づくり

港北区副会長（高田地区会長） 川島 幸子

港北区ではコロナ禍でも工夫をしながら、健康づくりに励んでいます。令和3年度は、DVD配布の動画視聴により区全体研修会を実施しました。

高田地区の活動では、ウォーキング、バランスコーディネーション、健康測定会を行っています。一時活動を休止しましたが、参加者の心と身体の状態の悪化を心配し活動を再開しました。感染対策を十分に行い、室内での活動の際は空気の

の流れを考えて窓を全開にすることもありました。ウォーキングは2月と8月を除き毎月1回、今年で10年目を迎えます。時にはピクニック気分でお弁当を持参して皆さんと楽しく過ごしています。

これからも地域の皆さんと一緒に健康づくりに役立つような活動を続けて参ります。



緑区

みどり豊かな緑区は、 野菜と食で健康づくり

緑区副会長（鴨居地区会長） 櫻井 奈穂



緑区保健活動推進員会では新しい試みとして、緑区食生活等改善推進員会と協働で「野菜摂取量の測定会」を開催しました。測定を通して、野菜は1日350g以上の摂取が望ましい等をお伝えすることができました。食生活等改善推進員会との協働により、身近な「食」という観点から健康づくりの啓発ができる有意義なイベントとなりました。

また、当日は地元の農家が新鮮な野菜を販売する「みどり地場野菜の直売会」もあり、参加者約800人と大盛況でした。

今年度も各地区で測定会を行っており、若い方からご高齢の方まで参加していただき、毎回大好評です。今後も幅広い世代の方々に、健康に対する意識を持ってもらえるよう取り組んでいきます。

青葉区

フレイル予防で健康寿命を伸ばしましょう!

青葉台地区推進員企画部会長 三井 雅恵

毎年11月3日には医師会も参加する青葉区健康フェスティバルが開催され、その中で保活は毎年健康チェックを行ってきましたが、コロナの感染者増で今年も中止になり、代わりに、同日開催の青葉区民まつりへ、保健活動推進員として初めて出展する決断をしました。

市主催の研修会でも取り上げられたフレイルについての関心の高まりを受け、予防医学の専門知識を持つ企画部会員の説明を加えながら、フレイルについて、より分かり易く健康づくり活動を伝えました。

ウォーキング部会が作成した地域とのウォーキングマップも提供し、コロナ禍にあっても健康不活発とならぬよう、区民の皆様の「行ってみよう、やってみよう」という気持ちの喚起に心掛けました。

ウォーキング部会が作成した地域とのウォーキングマップも提供し、コロナ禍にあっても健康不活発とならぬよう、区民の皆様の「行ってみよう、やってみよう」という気持ちの喚起に心掛けました。

都筑区

『食育・健康フェア』で、子育て働き世代の健康づくり

都筑区池辺地区会長 白川 武治

都筑区川和地区副会長 西尾 元宏

都筑区では、3年ぶりに、区民へ食育・歯の健康・健康づくりを啓発するイベント「食育・健康フェア」を6月11日に開催しました。保健活動推進員も健康づくりの啓発活動として、血管年齢測定や立ち上がりテストなどの健康チェックを行ったり、大腸がんクイズラリーや乳がん自己触診体験を通して、がん検診啓発活動を行いました。

幅広い年齢層の方々がご参加され、自粛と隣り合わせの生活の中、健康意識が向上したというお話が多く聞かれました。また、私たちのアドバイスにも耳を傾けていただき、保健活動推進員として皆様のお力になれたと実感することができました。

マスク越しではありましたが、笑顔に包まれた時間となり、この時期だからこそ積極的に健康を意識したイベントを開催する必要があると感じました。これからも地域の皆さんの健康づくりのお手伝いができるよう、さまざまな活動を広げていきたいです。

戸塚区

オーラルフレイル予防で健康寿命を延ばそう

戸塚区会長(北汲沢地区会長) 落合 清子

戸塚区では、「健康寿命を延ばす」をテーマに、「オーラルフレイル予防」に取り組んでいます。

今年度は新たに地区ごとに、オーラルフレイル予防の出前講座を行いました。

マスクを着用し感染症対策を徹底した中で行ったので、残念でしたが歯みがきや唾液検査などは中止に。マスクをしたままでも出来る健口体操、唾液腺マッサージ、セルフチェックなど一緒に実践しながら研修を受けたことで、「勉強になった!」「これから続けていきたい!」「子ども達にも伝えたい!」という声があり、身近な方への啓発にも繋がる取り組みになりました。

今後も推進員みんなで工夫しながら地域の健康づくりを支える活動に取り組んでいきたいと思ひます。



栄区

今年度はじめての健康チェック

上郷西地区会長 小田 美加理



今夏やっと保活として活動出来ました。「サロンぬくもり」のポッチャ大会で健康チェックをさせて頂いたのです。久々の開催という事で大変な盛り上がりでした。そのままの熱気で健康チェックも皆さんに楽しく参加して頂きました。上郷西地区では健康チェックノートを配っており、毎回血圧などの測定数値を書き込み、推移が一目でわかるように作っております。次回も同じノートを使って参加して頂けたらと思っております。

来月も「サロンぬくもり」イベントで様々なコーナーを出しますが、今回はゲームあり手作りありの本来の姿の交流会となる予定です。今後も保健活動推進員として、地区のイベントを通して健康づくりを進めていきたいと思っております。

瀬谷区

瀬谷フェスティバルで健康チェック!

瀬谷区副会長(三ツ境地区会長) 小長井 博

10月16日、コロナ禍で中止となっていた瀬谷フェスティバルが3年ぶりに開催されました。天候に恵まれ、約3万人の区民が来場しました。

瀬谷区保健活動推進員のブースでは、骨密度と握力の測定を実施しました。普段、自分の体力や健康状態を数値で知るチャンスが少ない主婦や高齢の方々を中心に900人以上の方が訪れ、大盛況でした。ご自分の測定数値と年代別の参考値を比較し、悲喜交々の反応がみられ、健康に対する関心の高さを感じました。

来場者の方々が、この計測をきっかけに体力増進や健康管理に興味をもち、取り組んでいただければうれしく思います。改めて、この活動を継続して行く必要性を強く感じました。



私たち、保健活動推進員は、土曜日の中で健康づくりの推進役を担っています。



コラム

こころの健康を保つためには、日常生活の中で**自分自身をケア(セルフケア)**することが大切です。セルフケアの一部として、脳の健康にもよい生活習慣を紹介します。

睡眠

- 毎日決まった時間に起き、日光を浴びましょう。



- 就寝前はパソコンやスマートフォンの使用、カフェインやアルコールの摂取は控えましょう。

食事

- 主食・主菜・副菜を組み合わせた栄養バランスの良い食事を1日3食しっかり食べるよう心掛けましょう。

- 毎日の食事はよく噛んでゆっくり食べましょう。



運動

- 運動習慣をつけるため、まずは1日5分間の早歩きから始めてみましょう。

- 運動は昼～夕方時間帯に行うのがおすすめです。起床直後や就寝前は避けましょう。

- ストレッチで身体をほぐすことも効果的です。



各種表彰報告(令和4年度)

保健活動推進員としての活躍に対し、次の方々が各種の表彰を受けました。

(敬称略 五十音順)

公衆衛生事業功労者に対する厚生労働大臣表彰(1名)

- 齊藤 由紀子(旭区会長、若葉台地区会長)

神奈川県保健衛生表彰知事表彰(1名)

- 水谷 三枝子(旭区副会長、左近山地区会長)

横浜市社会福祉・保健医療功労者市長表彰(15名)

- 阿藤 美智子(港北区 城郷地区会長)
- 磯永 公子(瀬谷区 相沢地区推進員)
- 梅澤 ひろ子(磯子区 汐見台地区副会長)
- 五嶋 直恵(神奈川区 六角橋地区会長)
- 櫻井 奈穂(緑区副会長、鴨居地区会長)
- 鈴木 陽子(緑区 山下地区推進員)
- 千葉 松枝(青葉区 市ヶ尾地区推進員)
- 栃原 智子(都筑区 荏田南柚木荏田南地区副会長)
- 長谷川 妙子(中区 本牧・根岸地区会長)
- 平石 容子(金沢区 金沢南部地区副会長)
- 福嶋 直美(泉区 和泉中央地区推進員)
- 南沢 史朗(鶴見区 駒岡地区会長)
- 弓削 恵美子(港南区 笹下地区副会長)
- 和田 芳子(旭区 左近山地区推進員)

他1名(保土ヶ谷区)

編集
後記

長引くコロナ禍で、従来の活動の見直しを余儀なくされています。たよりの作成を通じて、工夫を凝らした各区の様々な取組を知ることができ非常に参考になりました。日々の活動は、私たち自身の保活としてのやりがいにもつながります。引き続き保健活動推進員や地域の皆さんと力を合わせながら、地域の健康づくり活動を盛り上げていきたいと思えます。(渡辺・石井)

市内における新型コロナウイルス感染症患者の確認について

市内における新型コロナウイルス感染症患者発生状況（2月19日～3月16日まで）

曜日	日	月	火	水	木	金	土	週計	週平均	対前週比
月日	2月19日	2月20日	2月21日	2月22日	2月23日	2月24日	2月25日			
保健所	190	171	305	218	240	123	243	1,490	213	
セルフ	79	42	53	73	58	16	35	356	51	
横浜市	269	213	358	291	298	139	278	1,846	264	
月日	2月25日	2月26日	2月27日	2月28日	3月1日	3月2日	3月3日			
保健所	243	111	99	283	164	169	167	1,236	177	83%
セルフ	48	46	30	37	63	48	44	316	45	89%
横浜市	291	157	129	320	227	217	211	1,552	222	84%
月日	3月4日	3月5日	3月6日	3月7日	3月8日	3月9日	3月10日			
保健所	165	109	116	190	118	142	142	982	140	79%
セルフ	36	45	28	30	40	41	45	265	38	84%
横浜市	201	154	144	220	158	183	187	1,247	178	80%
月日	3月11日	3月12日	3月13日	3月14日	3月15日	3月16日	3月17日			
保健所	136	87	76	141	101	141		682	97	69%
セルフ	26	36	41	29	39	30		201	29	76%
横浜市	162	123	117	170	140	171	0	883	126	71%

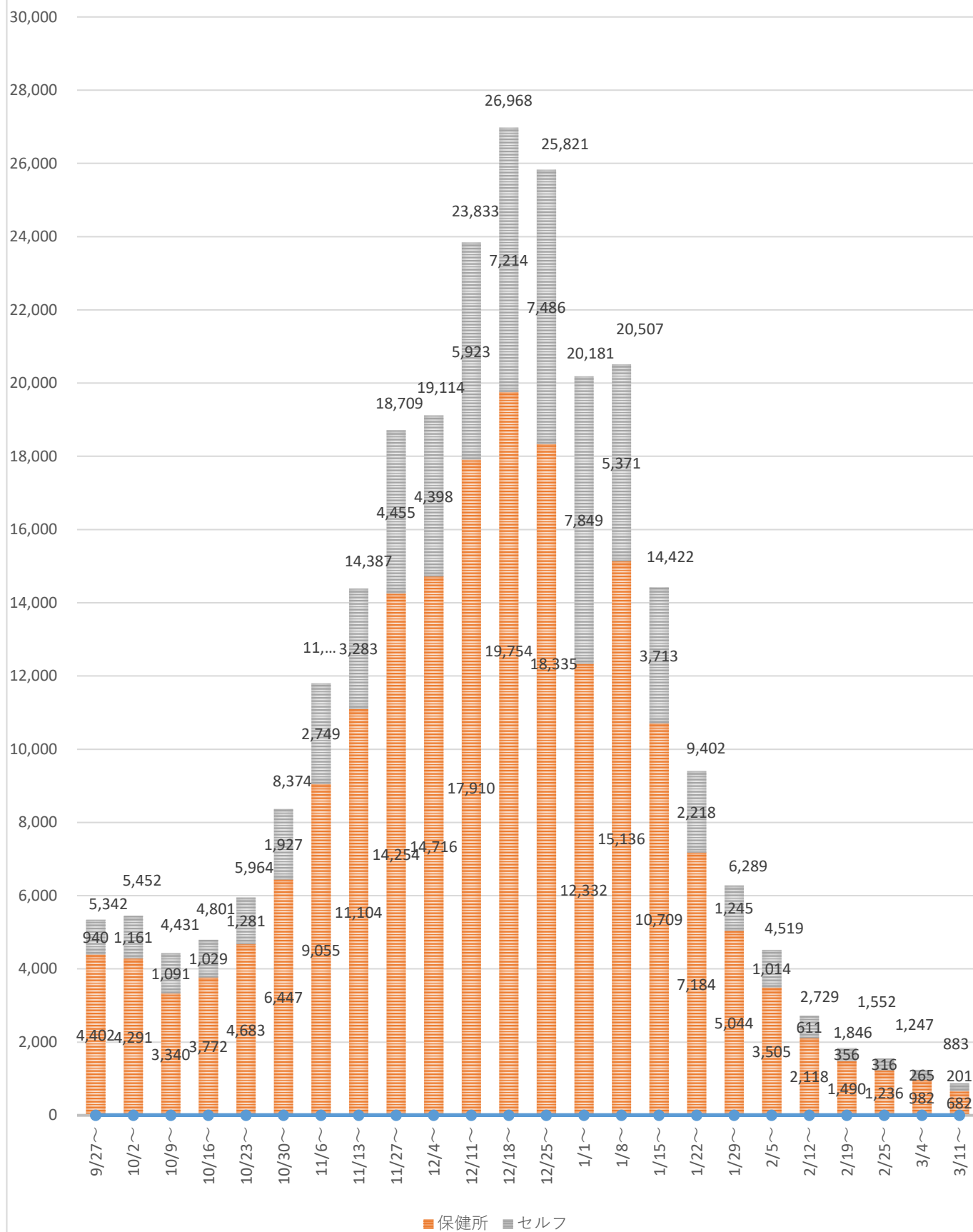
※感染者数は横浜市及び神奈川県（保健所+セルフ）記者発表資料の数値

福祉保健課 齋藤

電話 894-6905

裏面あり

横浜市内での新型コロナウイルス感染症感染者数の推移



【横浜市の感染状況（令和4年9月27日～令和5年3月17日（金）発表分までの市内感染者数

自治会町内会長 様

**「自治会町内会に対する依頼の見直しに向けたアンケート」への
ご協力の御礼及び単純集計結果（速報）について**

日頃から、市政へのご協力を賜り、ありがとうございます。

自治会町内会ではコロナ禍等を契機に活動スタイルの見直しをされている中で、横浜市としましても、それに対応した方向性を検討するため、11月から1月にかけて標記アンケートのお願いをし、皆様方にご協力いただきました。誠にありがとうございました。

現在も分析を行っているところではありますが、まずは単純集計結果につきましてご報告いたします。

今後の取組については、アンケート結果をもとに、市連会や区連会で御意見を伺いながら、優先順位をつけ見直しを進めていきたいと考えております。引き続きよろしくごお願い申し上げます。

1 アンケート回収状況

電子申請： 606件

郵送等：1,132件

合計：1,738件（回答率：61.0%）

約6割の方にご回答いただきました！

2 アンケート結果について

(1) 横浜市からの情報周知

<方法>「資料+説明」が適切（上位3位）

- ・生命・財産に関するもの（防災関係、コロナ関連情報等）：64%
- ・自治会町内会活動に関連するもの（補助事業の案内、先進的な活動事例等）：57%
- ・市政・区政、施策の周知を目的とするもの（市の計画案内、市民意見募集等）：44%

<改善すべき点>（上位3位）

- ・資料の分かりやすさ：52%
- ・情報量の多さ：41%
- ・情報内容の精査（「広報よこはま」掲載情報の区連会議題からの除外）：38%

(2) 委嘱委員の推薦

委嘱委員の候補者探しが「難しい」：56%、「やや難しい」：28%

<難しい理由>（上位3位）

- ・活動に充てる時間の余裕のない人や活動時間の合わない人が多かった：67%
- ・地域での役割や活動の認知度が低く、理解を得にくかった：49%
- ・委嘱委員の責任が重く、負担が大きいと考えている人が多かった：49%

(3) 候補者推薦における横浜市の関わり・支援のうち期待する取組(上位3位)

委嘱委員の会議回数の減など業務量の削減：47%

委嘱委員の業務内容説明資料の配付：39%

地域活動人材の紹介など個別に相談できる環境：26%

裏面あり

(4) 民生委員・児童委員の推薦

令和4年12月一斉改選で候補者確保が特に難しかった理由（上位3位）

民生委員の責任が重く、負担が大きいと考えている人が多かった : 46%

活動に充てる時間的余裕のない人や活動時間が合わない人が多かった : 35%

民生委員の業務量が多く、負担が大きいと考えている人が多かった : 34%

3 アンケート調査報告（速報・単純集計）

別紙の通り

〈行政からの情報周知・委嘱委員の推薦について〉

担当 市民局地域活動推進課 小河内、川口

電話 045-671-2317

電子メール sh-chiikikatsudo@city.yokohama.jp

〈民生委員・児童委員について〉

担当 健康福祉局地域支援課 柿沼、中澤

電話 045-671-4046

電子メール kf-chiikishien@city.yokohama.jp

自治会町内会に対する依頼の見直しに向けたアンケート単純集計結果（速報版）

【調査の目的】

「令和2年度横浜市自治会町内会・地区連合町内会アンケート調査」の結果において、行政からの依頼事項のうち、「委嘱委員の推薦」及び「行政からの情報周知」に対する負担感が特に大きいことが読み取れた。それらの負担感解消に向けた本市の対応の方向性を検討するため、自治会町内会の状況や地域のニーズを把握することを目的として調査を実施した。

【調査概要】

(1)調査方法

- ・アンケート方法による定量調査
- ・区連会配送ルートにより調査票を配付。回収は郵送および横浜市電子申請届出システムによる回答。

(2)調査の対象

市内の全自治会町内会長：2,849名（令和3年4月1日時点数）

(3)実施時期

令和4年11月11日～令和5年1月31日

(4)回収率(数)

発送数：2,849票／有効回答標本数：1,738票／有効回答標本回答率：61%

(5)調査実施主体

横浜市（市民局地域活動推進課、健康福祉局地域支援課）

【表記について】

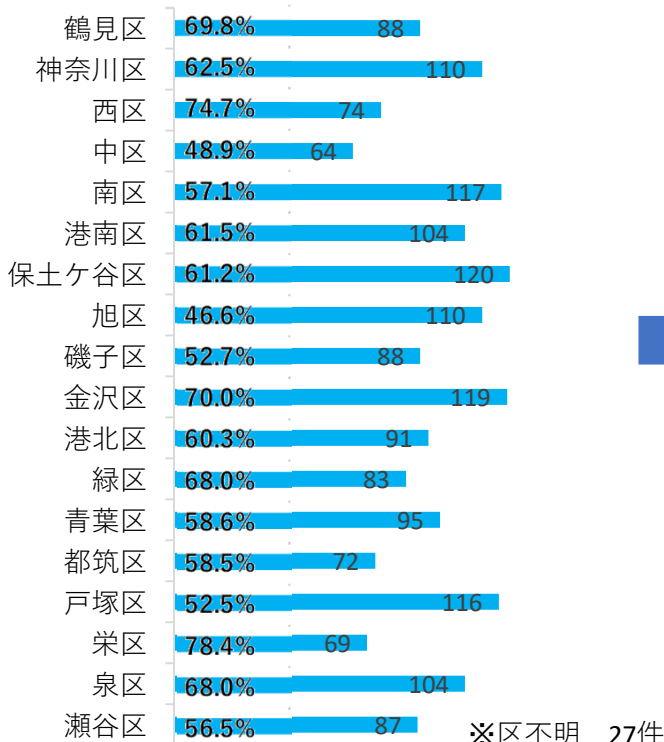
本報告書（速報版）では、アンケート回答の集計結果（割合%）を小数点以下第一位の四捨五入により整数値として、表記しているが、グラフ作成に使用している集計結果は少数点以下を持ったデータとして処理をしている。このため、同じ整数値であってもグラフ面積や長さが異なっていたり、合算値が100とならない箇所がある。また、特記がない限りn=69（栄区有効回答標本数）とする。

各設問の「その他」における記述欄及び、自由記述の設問の回答においては、速報版では省略する。

回収状況

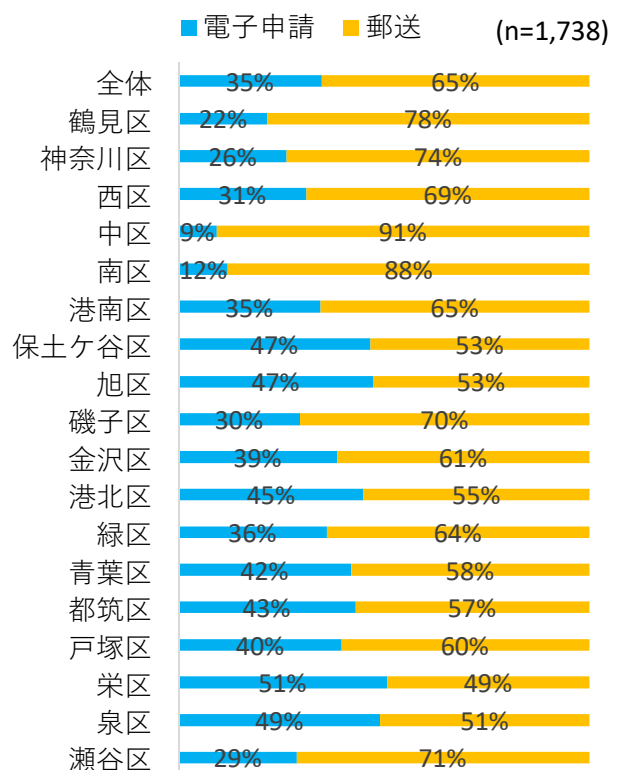
区別回収率、回収数

(n=1,738)

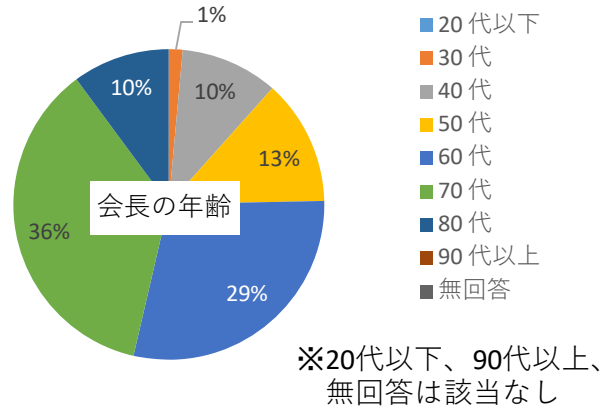
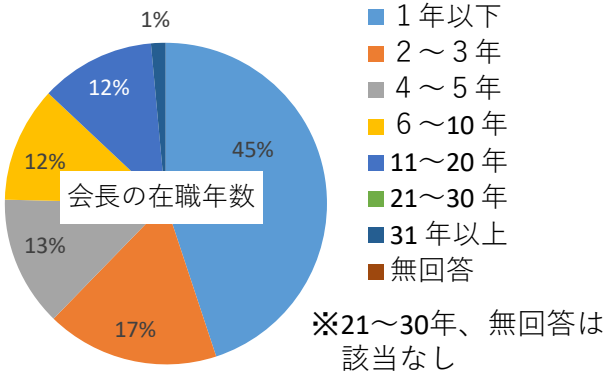
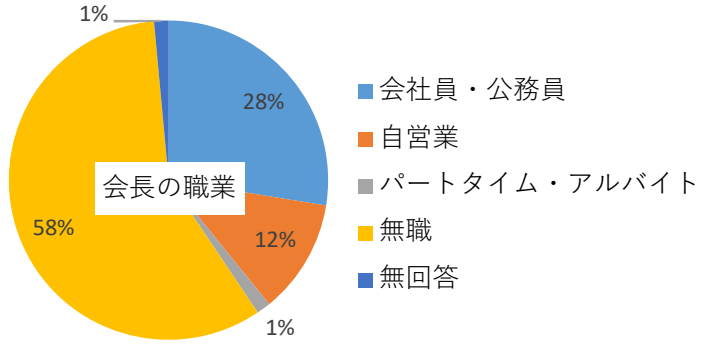
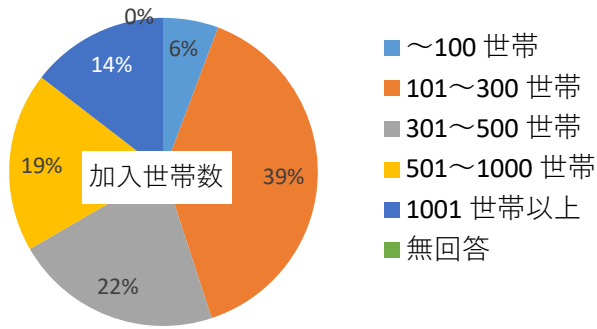


電子申請/郵送等 比率

(n=1,738)

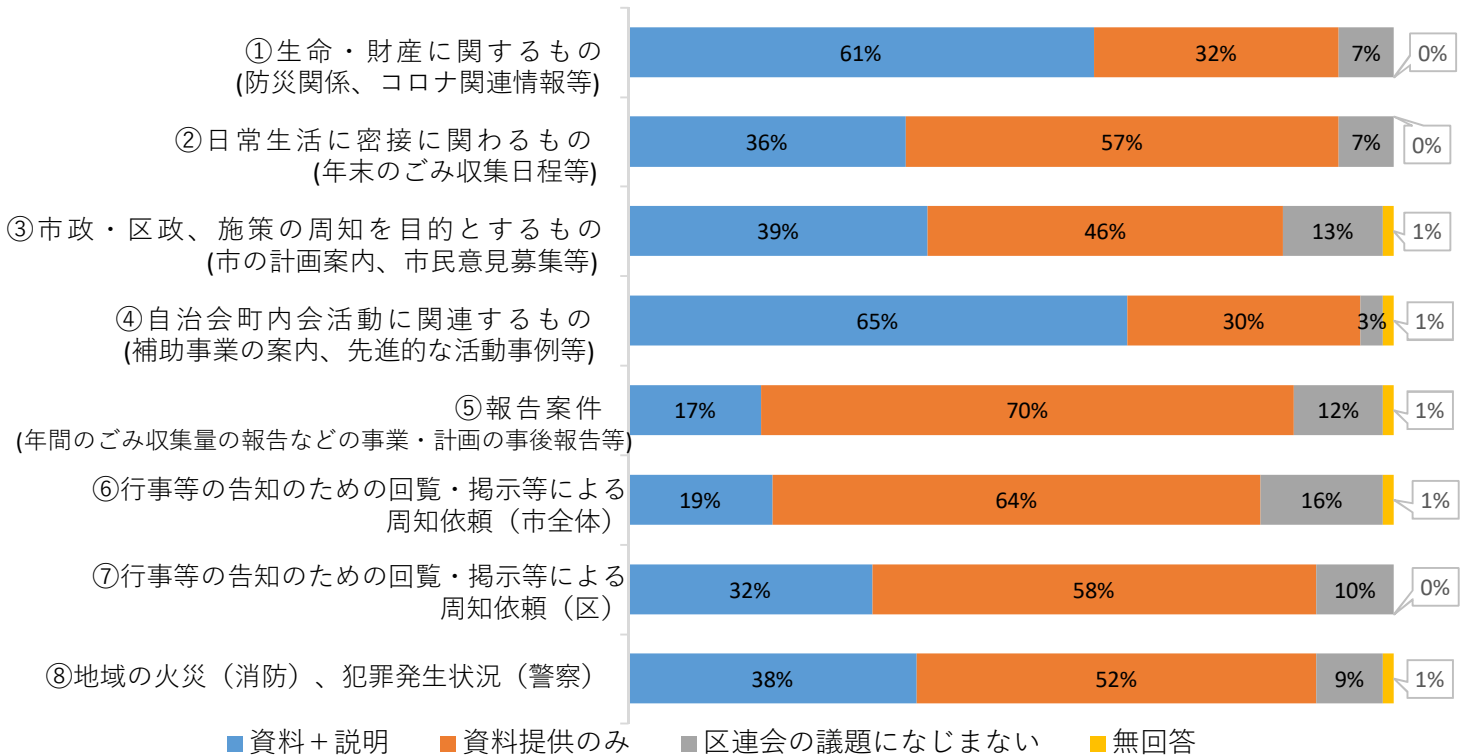


1 会長の情報



2 横浜市からの情報周知について

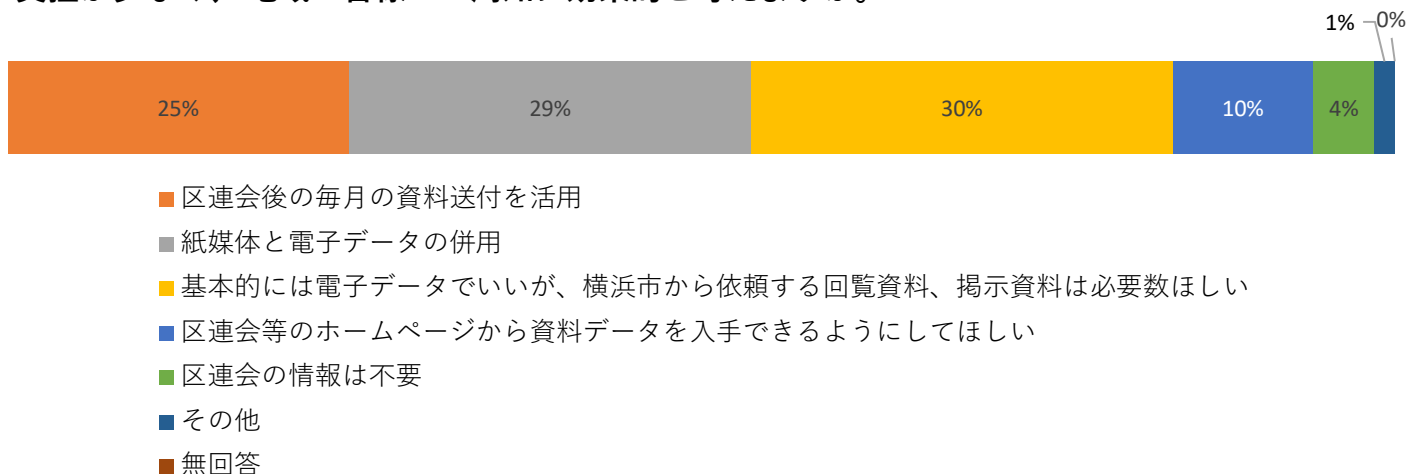
2(1)横浜市からの情報周知について 以下の種別の情報をどのような方法でお伝えするのが適切と思いますか



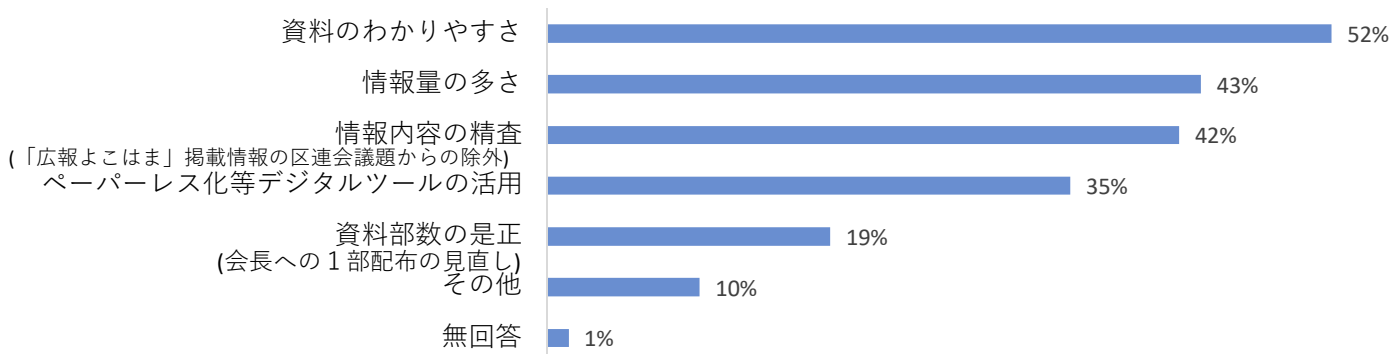
2(2)区連会資料を区連会ホームページ等から入手し、電子データ (ワード、PDF 等) で活用していますか。



2(3)今後、区連会を通じた情報をどのような方法で受け取るのが、会長の皆様に負担が少なく、地域の皆様への周知に効果的と考えますか。

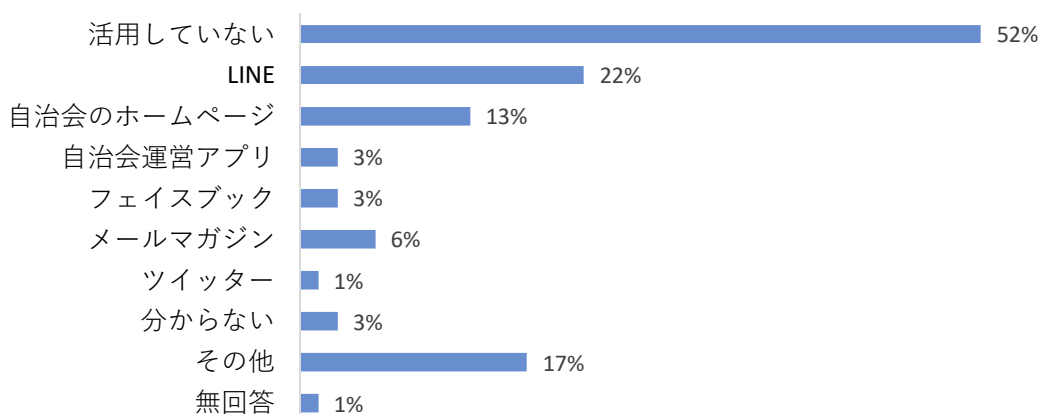


2(4)区連会資料の情報を周知する上で行政が改善すべき点について、あてはまるものすべてを選択してください。



3 自治会町内会のデジタル化の状況

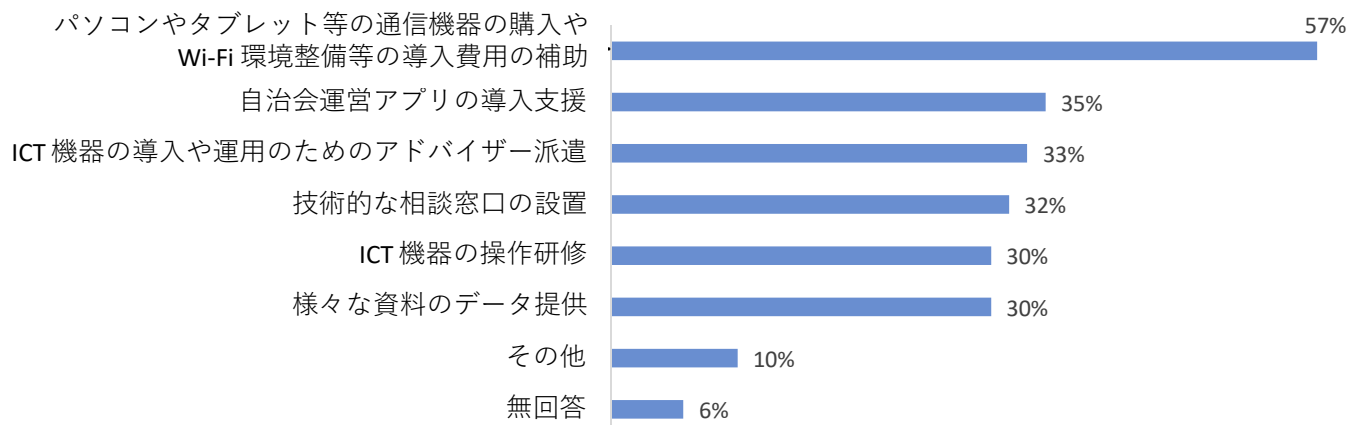
3(1)会員の皆様へ自治会活動等の情報を周知する際に以下の方法を活用していますか。



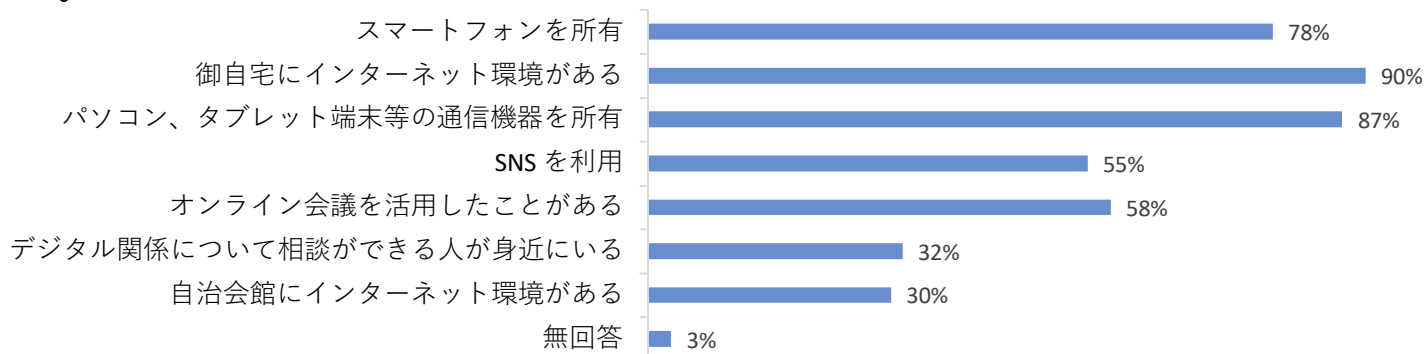
3(2) (1) のデジタルツールの具体的な活用事例 (自由記述)

速報版では省略

3(3) ICTを活用した情報周知をする上での行政からの支援策として有効と思われるものについて、あてはまるものすべてを選択してください。



3(4)会長御自身のデジタル環境について、あてはまるものすべてを選択してください。



4 横浜市からの情報周知について（自由記述）

速報版では省略

5 委嘱委員推薦事務について

5(1)委嘱委員の候補者探しについてあてはまるものを選択してください。



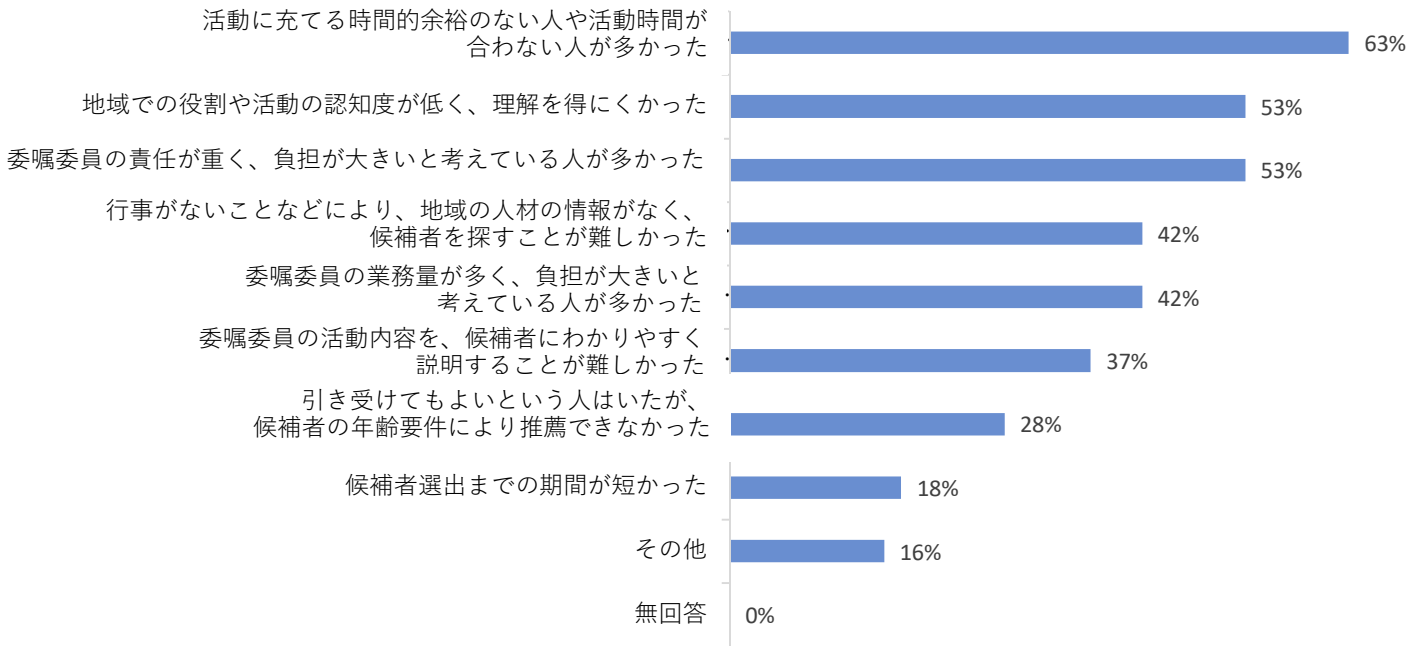
（委嘱委員の例）

スポーツ推進委員、青少年指導員、環境事業推進委員、保健活動推進員、
 明るい選挙推進委員、消費生活推進員（一部区に限る）（※）

※民生委員・児童委員については、設問6以降で伺っています。

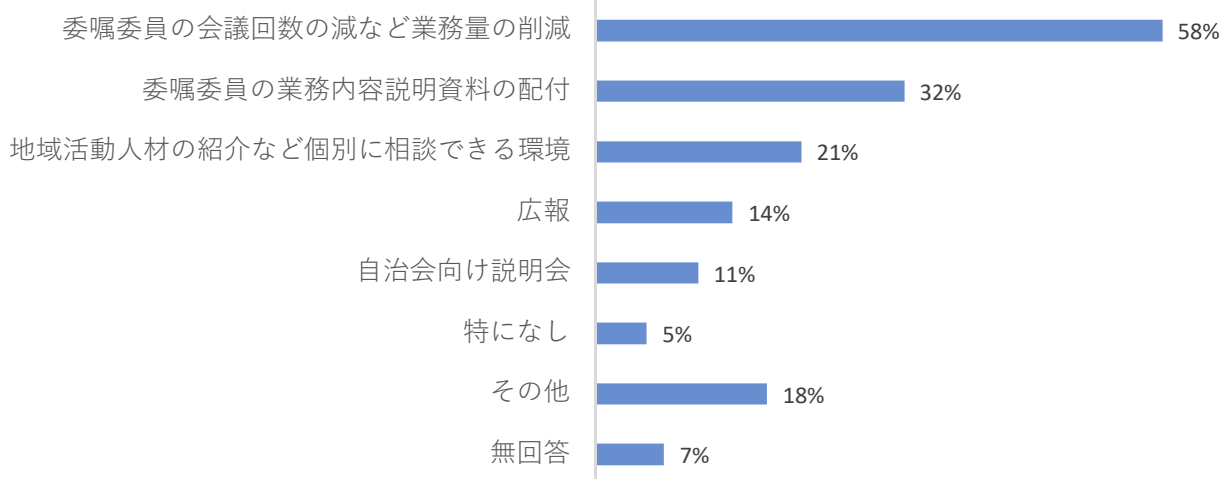
5(2) (1) で「1 難しい」「2 やや難しい」と回答した方に伺います。選んだ理由としてあてはまるものすべてを選択してください。

(n=57)



5(3) (1) で「1 難しい」「2 やや難しい」と回答した方に伺います。候補者推薦における横浜市の関わり・支援のうち、期待する取組について、あてはまるものすべてを選択してください。

(n=57)



5(4) 候補者探しが最も困難と感じた委嘱委員や日頃から感じていること（自由記述）
速報版では省略

6 令和4年一斉改選の民生委員候補者の推薦事務について

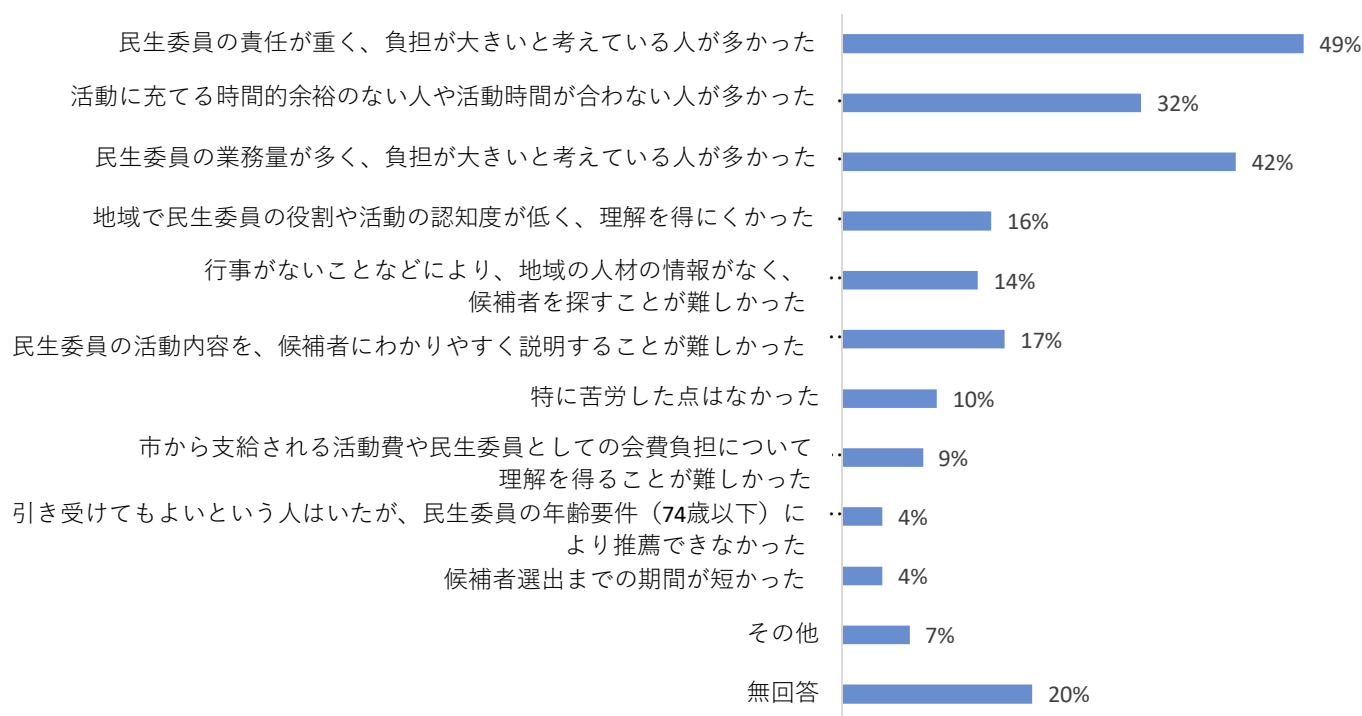
6(1)推薦状況について、あてはまるものを選択してください。



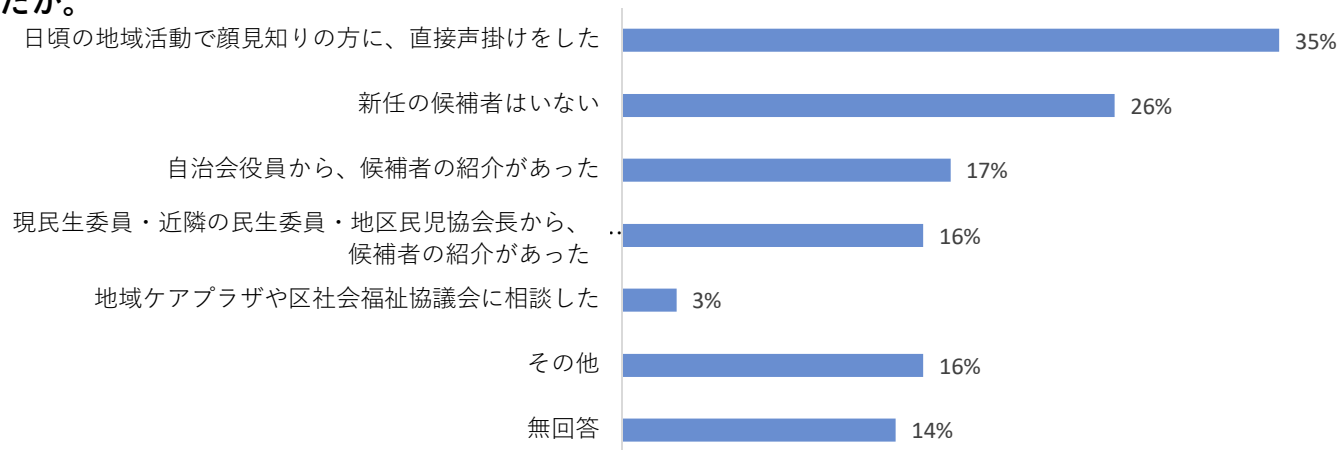
6(2) スムーズに推薦を行うことができたポイントや工夫した点（(1)で「全員推薦できた」と回答した方のみ）

速報版では省略

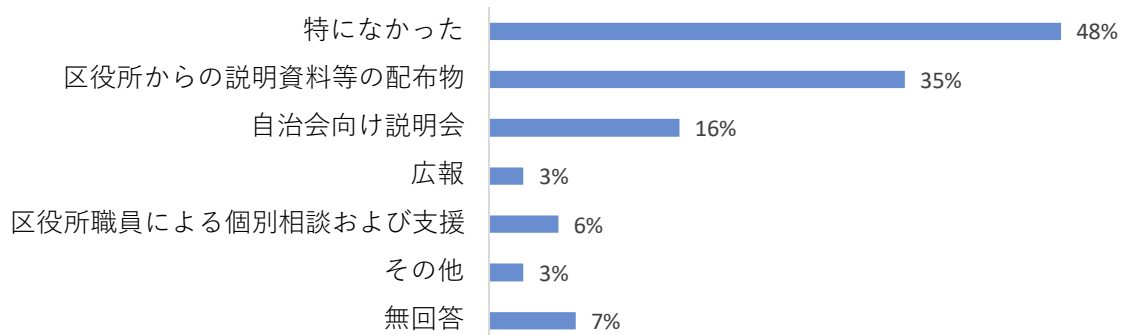
6(3) 「民生委員となる候補者の確保」について、「今回は特に難しかった」との御意見を多く伺いました。具体的にどのような御苦労が大きかったですか。特にあてはまるものを3つまで選択してください。



6(4) 新任の候補者が含まれている場合、その候補者はどのようにお探しになりましたか。

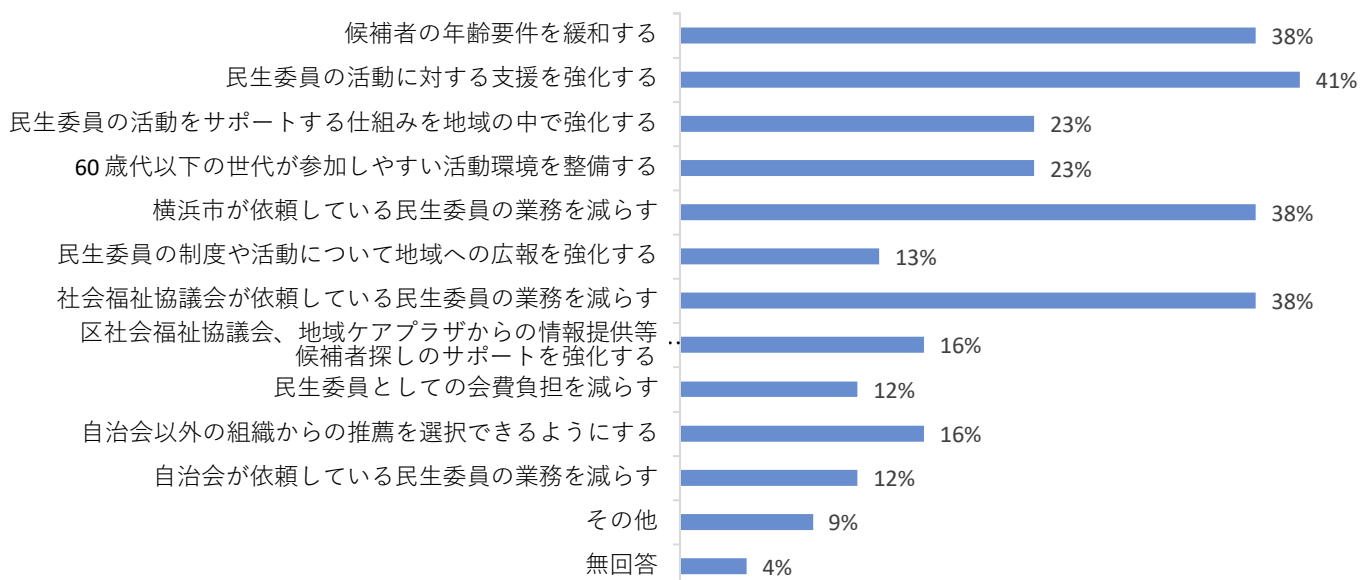


6(5)横浜市の関わり・支援のうち、候補者推薦に役立ったと感じた内容について、あてはまるものすべてを選択してください。



7 今後の推薦に向けた考えについて

7(1)候補者の確保に有効と考える取組について、特にあてはまるものを3つまで選択してください。

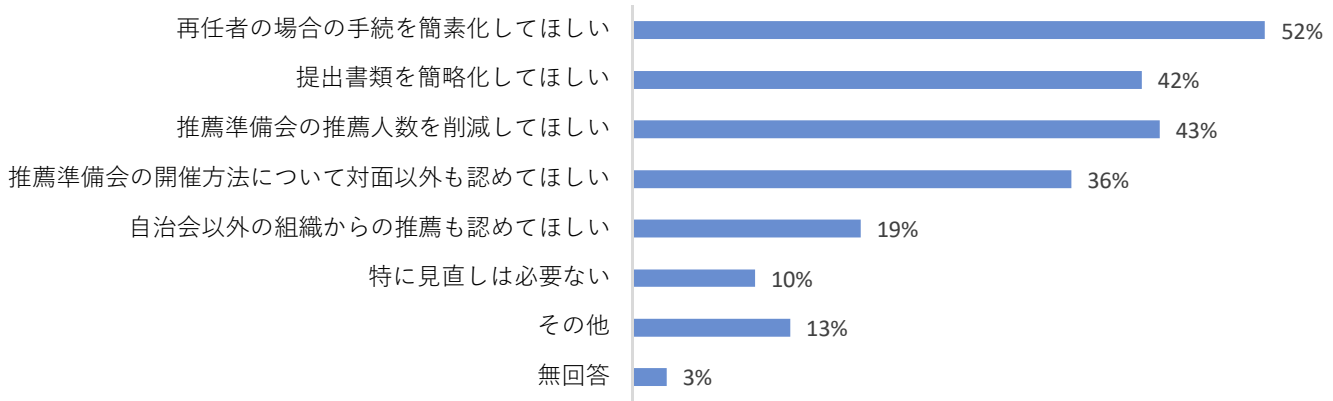


7(2)横浜市では、将来にわたり積極的な活動を行えるよう、候補者の年齢要件を「74歳以下」としていますが、適当と考える年齢要件について、あてはまるもの1つを選択してください。

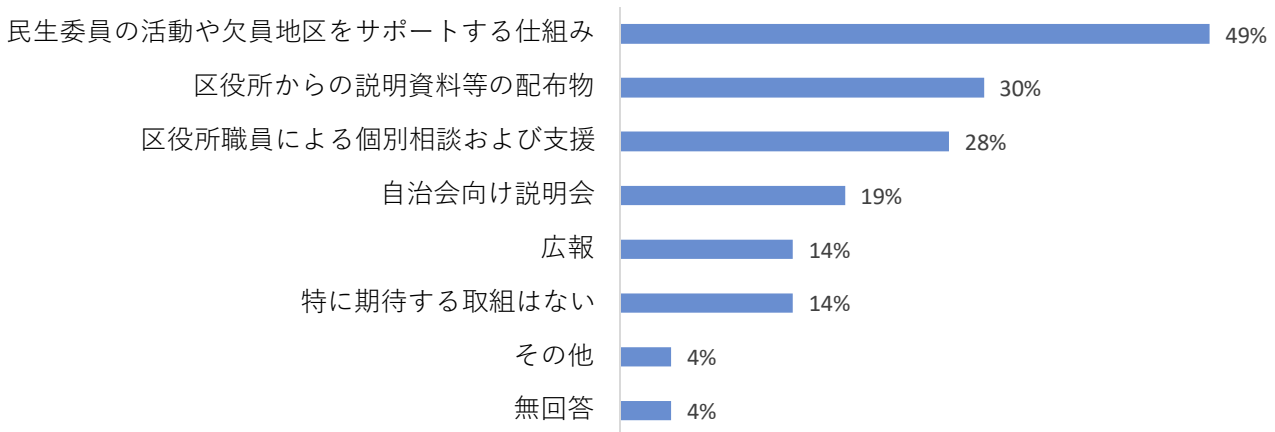


- 現状のままでよい
- 「原則」74歳以下とし、例外を設けた方がよい
- その他
- 年齢要件を緩和した方がよい
- 年齢要件を撤廃した方がよい
- 無回答

7(3)推薦手続に関し、改善してほしいと考える内容について、あてはまるものすべてを選択してください。

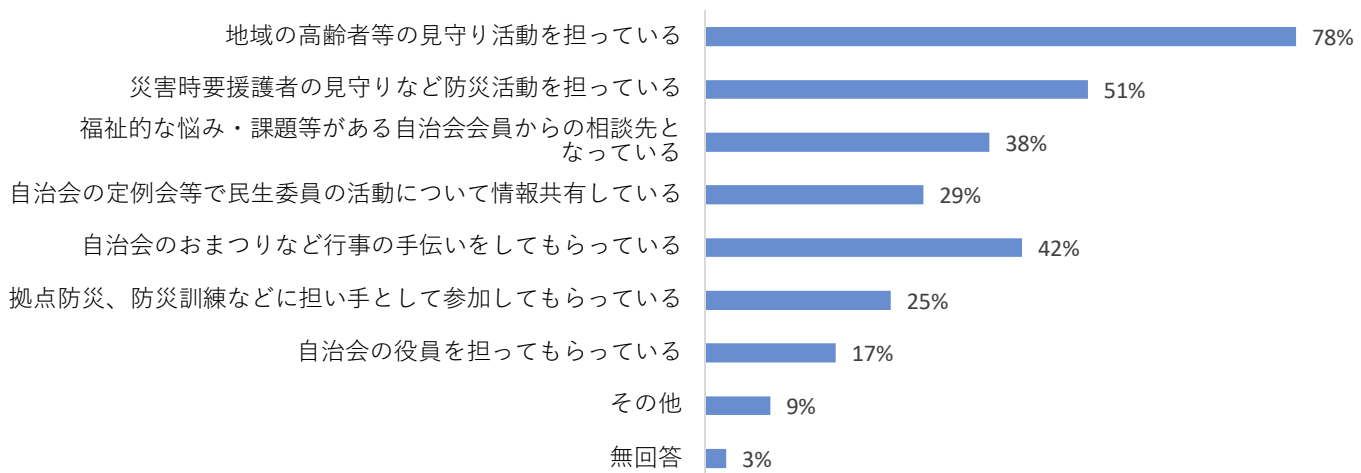


7(4)候補者推薦における横浜市の関わり・支援のうち、期待する取組について、あてはまるものすべてを選択してください。



8 自治会と民生委員との関わりについて

8(1)自治会と民生委員の日ごろの関わりについて、あてはまるものすべてを選択してください。



8(2) 自治会が民生委員の活動をサポートするために実施している取組

速報版では省略

9 その他、民生委員・児童委員の推薦・活動・制度について（自由記述）

速報版では省略

令和5年度 LED防犯灯整備事業について（依頼）

日頃から、本市のLED防犯灯整備事業に御理解、御協力を賜り、厚くお礼を申し上げます。令和5年度も引き続きLED防犯灯の新規設置、維持管理等を行ってまいりますので御協力をお願いします。

お願い1 LED防犯灯の見守りへの御協力について

横浜市が設置したLED防犯灯については、電気料金の支払及び故障時の修繕などの管理は横浜市が行い、故障の発見及び連絡、繁茂した草木の除去等の日常の見守りは、自治会町内会の皆様をお願いしております。引き続き御協力をお願いします。

***LED防犯灯の故障等を発見された際は、下記の連絡先までご連絡ください。**

栄区地域振興課	電話045-894-8391
市民局地域防犯支援課	電話045-671-3709







***お知らせいただきたいこと**

- ① 管理番号(黄色のプレート又は銀色のシールに記載されている番号です。)
- ② 電柱番号(電柱に電柱番号が記載されている場合には、併せてご連絡ください)
- ③ 住所及び目標物
- ④ 不具合の内容(「点灯していない」「昼間も点灯している」「点滅している」「鋼管ポールに車が衝突し傾いている」等)
- ⑤ 不具合発生の時期(気づいた日)、及び時間帯

*防犯灯は周囲の状況や他の照明との関係により、防犯灯によっては点灯する時間が遅くなる場合がありますが、故障ではありません。

*鋼管ポールが倒れたり、大きく傾いたりなどして、電線の垂れ下がりや切断しているのを見つけたときは、大変危険ですので絶対に近づかず、東京電力パワーグリッド株式会社カスタマーセンター(電話:0120-995-007、※0120 番号をご利用になれない場合は 03-6375-9803(有料))に御連絡ください。

※横浜市防犯灯の管理番号について

電柱共架タイプ	鋼管ポールタイプ
<p>灯具の横に黄色のプレートが付いています。</p> 	<p>ポール本体に黄色のプレート又は銀色のシールが付いています。</p> 
 	<p>プレートタイプ</p>  <p>シールタイプ</p> 

<コラム1 LED 防犯灯事業の現状>

～灯具の耐用年数を超過した防犯灯が増えています～

平成 21～23 年度に設置した LED 防犯灯は、10 年と言われている耐用年数を超過して使用しており、維持管理への対応に注力しています。



お願い2 鋼管ポール防犯灯の撤去、建替えへの御協力について

著しく劣化した鋼管ポールは、撤去、建替えを行います。

撤去、建替えの実施には近隣にお住まいの方の御理解、御協力が必要となります。近隣にお住まいの皆様から御理解、御協力を得るために、自治会町内会のお力をお借りし、御協力をお願いします。具体的な対応については個別にお願いさせていただきます。

- (1) 対象となる鋼管ポールの選定は、市民局地域防犯支援課が行います。
- (2) 付近に電柱がある場合は、ポールを撤去し、灯具を電柱へ移設します。
建替えは付近に電柱がない場合に限られます。
- (3) 建替えの際には、横浜市の仕様に則り、鋼管ポール基礎の直径 50cm のものを設置します。その結果、従前の鋼管ポールと同じ場所に設置することができない場合もあります。このような場合は自治会町内会と協力し、新たな設置場所を検討します。
- (4) 設置可能な場所が見つからなかった場合や、近隣にお住まいの皆様の合意が得られなかった場合は、撤去のみとなることもございますので、御了承ください。

<コラム2 LED 防犯灯事業の現状>

～鋼管ポールの中には経時劣化により建て替えが必要なものも増えています～

自治会町内会から移管した鋼管ポール防犯灯は設置の時期や工法が一樣ではなく、中には著しく劣化したものもあります。倒壊による被害を生じさせないように、計画的な建替えを実施しています。



お願い3 LED防犯灯移設の御検討について

地域の安全で安心な環境づくりに重要な役割を担っている防犯灯ですが、周辺の土地利用状況が変わり、防犯灯に頼ることなく十分な明るさを確保できるようになった場合などについては、明かりが必要な場所に移設することを御検討いただくようお願いいたします。

移設の手続の詳細につきましては、市民局地域防犯支援課までお問い合わせください。

- (1) 移設先は横浜市防犯灯設置基準を満たしている電柱に限ります。
(鋼管ポール防犯灯の移設（抜いて刺しなおす）はできません。)
- (2) 移設の費用は、横浜市が負担します。

お願い4 自治会町内会管理の防犯灯のLED化の御検討について

蛍光灯防犯灯を所有管理している自治会町内会様におかれましては、蛍光管の交換が不要で、電気代も節約できるLED防犯灯への交換について、脱温暖化対策とSDGsの観点からも御検討を進めていただきますようお願い申し上げます。

(参考)1灯当たりの年間電気代 (令和4年度)

22W蛍光灯：約4,667円 ⇒ 10WLED灯：約1,901円 ※約60%削減

お願い5 LED防犯灯寄附の御検討について

自治会町内会や宅地開発事業者の皆様が、独自に電柱へLED防犯灯を新設する際、事前に横浜市と協議し、その防犯灯を横浜市へ寄附することにより、その後の電気料金の支払及び故障時の修繕対応などを横浜市で対応することが可能な場合があります。

横浜市LED防犯灯仕様及び横浜市防犯灯設置基準を満たしているものが対象となりますので、寄附の手続の詳細につきましては、市民局地域防犯支援課までお問い合わせ、御相談ください。

お知らせ LED 防犯灯新設の申請について

令和5年度の新規設置灯数は、電柱タイプが180灯、鋼管ポールタイプが18灯を予定しています。すべての御要望には添えない状況ですが、防犯灯設置基準に照らし合わせ、より効果的な設置を進めてまいりますので、御理解・御協力を賜りますようお願い申し上げます。

1 申請書類及び提出期限について

- (1) 設置を希望する自治会町内会は、申請書を各区役所地域振興課でお受け取りください。
- (2) 申請書は、**令和5年5月31日(水)までに**各区役所地域振興課に御提出ください。

2 申請場所の選定について

- (1) 選定場所は、多くの地域の方が通行する道路を照明する場所とし、周囲に明かりが無く、防犯上不安のあるところとしてください。
- (2) 場所を選定する際には、必ずお住まいの方や近隣の方など関係者の御理解を得たうえで申請を行ってください。

3 令和5年度のLED防犯灯の新設予定数について

電柱へのLED防犯灯の新設・・・・・・・・・・・・・・180灯（昨年度 300灯）
鋼管ポールLED防犯灯の新設・・・・・・・・・・・・・・18灯（昨年度 一時休止）

【 横浜市防犯灯設置基準（抜粋） 】

- ・ 設置場所は、自治会町内会の区域内及びその周辺で多くの地域住民が通行する道路を照明する場所とする。ただし、原則として集合住宅等の敷地内通路を照明する場所は除く。
- ・ 灯具は、東電柱又はN T T柱に設置する。ただし、設置できる電柱がない等の理由によりやむを得ない場合は、鋼管ポールに設置する。
- ・ 防犯灯の設置間隔は、屋外照明からおおむね25メートル以上とする。ただし、防犯上及び道路形状等の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。
- ・ 灯具の設置の高さは、原則として地上から4.5メートル以上とする。

【注】この事業は、令和5年度横浜市予算案が横浜市会において議決された後に実施が確定します。

<お問合せ先>

市民局地域防犯支援課防犯灯担当

電話：045-671-3709

電子メール：sh-chiikibohan@city.yokohama.jp

栄地振第 1035 号
令和5年3月15日

各自治会町内会長 様

栄区地域振興課長

令和5年度「自治会町内会現況届」のご提出について（依頼）

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

皆様方には、日頃から区政の推進にご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、各自治会町内会と区役所との連携を円滑に進めるため、次の書類のご提出をお願いいたします。

1 提出書類

令和5年度「自治会町内会現況届」

お届けいただいた自治会町内会長の個人情報の取扱いは、次のとおりです。

◎氏名については、自治会町内会名とともに公表しています。

（地縁による認可をうけている自治会町内会については、会長の住所も公表となります。）

◎連絡先（住所・電話番号・FAX 番号等）については、市政・区政の推進、公益上必要と認められる場合又は自治会町内会にとって有益と認められる場合、次の範囲で利用します。

- ・区役所および資源循環局事務所、消防署、市立学校など区内の市の行政機関等
- ・各機関及び国・県の行政機関からの問合せ（栄区社会福祉協議会、栄警察署、栄防犯協会、栄区交通安全協会など）
- ・市連会、区連会などで承認された業務を行う場合
- ・入会希望者（不動産仲介事業者を含む）からの問合せ
- ・工事等の事前説明（東京電力、東京ガス、NTTなどの公共的事業の工事等で周辺住民とあらかじめ調整する必要がある場合、開発事業などで住民意見を尊重するため開発周辺住民にあらかじめ必要な調整をするなど必要と認められる場合
- ・国、県、市会議員の議員活動を行う上で必要と認められる場合

2 提出期限

令和5年4月7日（金）までに、Eメールで sa-chishin@city.yokohama.jp 宛てまたは、同封の返信封筒で栄区地域振興課までご送付ください。

- ・区連会資料の配送や地域活動推進費の確認に用いるため、7日までに総会が終了しない場合でも事実上決定している場合には、その内容で速やかにご提出ください。
- ・決定していない場合でも、7日までにお電話等でご連絡いただければ、4月の回覧・掲示物等は新送付先に配送いたします。

裏面あり

3 その他

(1) 様式のデータは、栄区連合町内会ホームページにてダウンロードいただけます。

【栄区連合町内会ホームページ】

<http://www.sakae-kurenkai.net/every/index.html>

(2) 改選により会長が替わられる場合は、表面の取扱いをお知らせするため、この依頼文を次期会長にお渡しくださいますようお願いいたします。

(3) 広報よこはま・県のたより・ヨコハマ議会だよりは、回覧・掲示物等と配送ルートが異なります。5月号または6月号からの変更となりますのでご了承ください

担当：栄区地域振興課地域活動係

野本、三國

Eメール sa-chishin@city.yokohama.jp

電話 045-894-8391

FAX 045-894-3099

令和5年度 自治会町内会現況届

令和5年 月 日

横浜市栄区長

次のとおり、令和5年 月 日現在の自治会町内会の現況を届けます。

(役員任期：令和5年 月 日 ~ 年 月 日)

① 自治会町内会名			
② 会長	(ふりがな)		
	氏名		
	住所 〒 -	TEL:	FAX:
		Eメール:	
③ 回覧物・掲示物等 届け先 ※4月からの 送付先です	昨年度と変更 (いずれかに○)	有 ・ 無	→有の場合、下欄にご記入ください。
	施設名または 担当者名	TEL:	
	〒 -		
④ 班数 (回覧用チラシ等必要数)	枚	⑤ 掲示板数 (掲示用ポスター等必要数)	枚
⑥ 自治会町内会館 または 集会所等	名 称		
	所 在 地	TEL:	
	担 当 者 氏 名	TEL:	
⑦ 自治会町内会 加入世帯数	世 帯 (4月1日現在の世帯数を記載してください。)		
☆ 地域活動推進費補助金の算出基礎数値となります(町の防災組織活動費補助金の算出基礎数値とは異なりますので、ご注意ください)。			
☆ 総会資料や名簿、会計簿等の資料を参考に記入してください。			
⑧ 自治会町内会費	※新規加入に際しお問合せがあった場合に、情報提供させていただきます。		

※自治会町内会長の個人情報、必要と認められる場合は入会希望者等
(不動産仲介事業者を含む)へ提供いたします。

【自治会町内会役員名簿】

役職 (副会長・会計等)	(ふりがな) 氏 名	住 所	電話番号

4月7日(金)までに、Eメールで sa-chishin@city.yokohama.jp 宛て
または、同封の返信封筒で栄区地域振興課までご送付ください。

裏面もご記入ください。

【広報よこはま・県のたより・ヨコハマ議会だより】

「広報よこはま」「県のたより」「ヨコハマ議会だより」の、**5年5月号からの配布部数・届け先**についてご記入ください。**4月8日**までに区役所に到着した分は5月号から、それ以降の到着分は6月号以降に変更いたします。

担当：区政推進課広報相談係（TEL 045-894-8339）

※変更のある項目のみご回答ください。

I 配布部数	★昨年度 と変更 (いずれかに○) 有・無	変更有の場合、ご記入ください。
II 広報紙 届け先	★昨年度 と変更 (いずれかに○) 有・無	変更有の場合、ご記入ください。 担当名(ふりがな)または施設(自治会館等)名 住所 〒 — TEL: FAX:
III 配布 担当者 (IIと異なる 場合のみ 記入)	★昨年度 と変更 (いずれかに○) 有・無	変更有の場合、ご記入ください。 氏名(ふりがな) 住所 〒 — TEL: FAX:

【留意事項】

- (1) 自治会町内会長の個人情報の取扱いにつきましては、「令和5年度「自治会町内会現況届」のご提出について(依頼)」をご確認いただきますようお願いいたします。
- (2) 役員名簿につきましては、区役所からのお知らせ等に利用させていただく場合があります。なお、役員の方の連絡先につきましては、区役所各事業の目的以外には使用いたしません。
- (3) 「広報よこはま・県のたより・ヨコハマ議会だより」の届け先及び配布担当者の連絡先につきましては、広報等を配布する以外の目的には使用いたしません。

区連会資料の配送や地域活動推進費の算出に用いるため、総会が4月7日以降となる場合でも、事実上決定している場合には、その内容で速やかにご提出くださいますようお願いいたします。

この現況届に関するお問い合わせは、栄区役所地域振興課へご連絡ください。

Eメール sa-chishin@city.yokohama.jp TEL 045-894-8391 FAX 045-894-3099

各地区連合町内会長 様

栄区地域振興課長

令和5年度「地区連合町内会現況届」のご提出について（依頼）

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

皆様方には、日頃から区政の推進にご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、各地区連合町内会と区役所との業務連携を円滑に進めるため、次の書類のご提出をお願いいたします。

1 提出書類

令和5年度「地区連合町内会現況届」

お届けいただいた地区連合町内会長の個人情報の取扱いは、次のとおりです。

◎氏名については、地区連合町内会名とともに公表しています。

（なお、地縁による認可をうけている自治会町内会については、会長の住所も公表となります。）

◎連絡先（住所・電話番号・FAX 番号等）については、市政・区政の推進、公益上必要と認められる場合又は地区連合町内会にとって有益と認められる場合、次の範囲で利用します。

- ・区役所および資源循環局事務所、消防署、市立学校など区内の市の行政機関等
- ・各機関及び国・県の行政機関からの問合せ（栄区社会福祉協議会、栄警察署、栄防犯協会、栄区交通安全協会など）
- ・市連会、区連会などで承認された業務を行う場合
- ・入会希望者（不動産仲介事業者を含む）からの問合せ
- ・工事等の事前説明（東京電力、東京ガス、NTTなどの公共的事業の工事等で周辺住民とあらかじめ調整する必要がある場合、開発事業などで住民意見を尊重するため開発周辺住民にあらかじめ必要な調整をするなど必要と認められる場合
- ・国、県、市会議員の議員活動を行う上で必要と認められる場合

2 提出期限

令和5年4月7日（金）までに、Eメールで sa-chishin@city.yokohama.jp 宛て
または、同封の返信封筒で栄区地域振興課までご送付ください。

- ・区連会資料の配送や地域活動推進費の算出に用いるため、7日までに総会が終了しない場合でも事実上決定している場合には、その内容で速やかにご提出ください。
- ・決定していない場合でも、7日までにお電話等でご連絡いただければ、4月の回覧・掲示物等は新送付先に配送いたします。

3 その他

(1) 様式のデータは、栄区連合町内会ホームページにてダウンロードいただけます。

【栄区連合町内会ホームページ】

<http://www.sakae-kurenkai.net/every/index.html>

(2) 改選により会長が替わられる場合は、表面の取扱いをお知らせするため、この依頼文を次期会長にお渡しくださいますようお願いいたします。

(3) 広報よこはま・県のたより・ヨコハマ議会だよりは、回覧・掲示物等と配送ルートが異なります。(5月号または6月号からの変更となりますのでご了承ください)

担当：栄区地域振興課地域活動係

野本、三國

Eメール sa-chishin@city.yokohama.jp

電話 045-894-8391

FAX 045-894-3099

令和5年度 地区連合町内会現況届

令和5年 月 日

横浜市栄区長

次のとおり 令和5年 月 日現在の地区連合町内会の現況を届けます。

(役員任期：令和5年 月 日 ~ 年 月 日)

※地区連合町内会長の個人情報、必要と認められる場合は加入希望者等（不動産仲介事業者を含む）へ提供いたします。個人情報の取扱いの詳細につきましては、依頼文をご確認いただきますようお願いいたします。

① 地区連合町内会名		
② 会長	(ふりがな)	
	氏名	
	住所 〒 —	TEL: FAX: 携帯:
③ 配布物等届け先 ※4月からの 送付先です	昨年度と変更 (いずれかに○)	有 ・ 無 →有の場合、下欄にご記入ください。
	施設名または 担当者名	TEL:
	〒 —	
④ 地区定例会資料 必要部数	部	
⑤ 連合町内会館 または事務所	会館等の有無 (いずれかに○)	有 ・ 無 →有の場合、下欄にご記入ください。
	会館等名称	
	所在地	TEL:
	担当者名	TEL:
⑥ 連合町内会 加入世帯数	世帯 (4月1日現在の世帯数を記載してください。)	
	☆ 地域活動推進費補助金の算出基礎数値となります。 ☆ 総会資料や名簿、会計簿等の資料を参考に記入してください。	

**4月7日(金)までに、Eメールで sa-chishin@city.yokohama.jp 宛て
または、同封の返信封筒で栄区地域振興課までご送付ください。**

裏面もご記入ください。

【地区連合町内会役員名簿】

役員名簿につきましては、区役所からのお知らせ等に利用させていただく場合があります。

(役員の方の連絡先につきましては、区役所各事業の目的以外には使用いたしません。)

役職 (副会長・会計等)	(ふりがな) 氏名	住所	電話番号

【留意事項】

- (1) 地区連合町内会長の個人情報の取扱いにつきましては、「令和5年度地区連合町内会現況届」のご提出について(依頼)をご確認いただきますようお願いいたします。
- (2) 役員名簿につきましては、区役所からのお知らせ等に利用させていただく場合があります。
なお、役員の方の連絡先につきましては、区役所各事業の目的以外には使用いたしません。

区連会資料の配送や地域活動推進費の算出に用いるため、総会が4月7日以降となる場合でも、事実上決定している場合には、その内容で速やかにご提出くださいますようお願いいたします。

この現況届に関するお問い合わせは、栄区役所地域振興課へご連絡ください。

Eメール sa-chishin@city.yokohama.jp TEL 045-894-8391 FAX 045-894-3099

各自治会・町内会長 様

栄区地域振興課長

「地域活動推進費・地域防犯灯維持管理費補助金」関係書類のご提出について

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、令和 4 年度に交付いたしました「地域活動推進費補助金」の実績報告書と、令和 5 年度内に交付いたします「地域活動推進費補助金」及び「地域防犯灯維持管理費補助金」の申請書等について、次のとおりご提出をお願いいたします。

1 提出書類

(1) 令和 4 年度地域活動推進費補助金活動実績報告書 (第 6 号様式)	
(添付書類) ①事業実績報告書、② 収支決算書 (いずれも総会資料の写しで代用可)	
(2) 令和 5 年度地域活動推進費補助金交付申請書・ 地域防犯灯維持管理費補助金交付申請書兼実績報告書 (第 1 号様式)	
(添付書類) 地域活動推進費関係 ① 事業計画書、② 収支予算書(※) (いずれも総会資料の写しで代用可) (※) 令和 5 年 4 月 1 日現在の加入世帯数が記載されているものをご用意ください。	(添付書類) 地域防犯灯維持管理費関係 ④ 電気料金等領収書 (4 月分) の写し ⑤ 電気料金集約分内訳表 (4 月分) の合計数の記載がある【最終頁】の写し (集合住宅については、別途「防犯灯位置図」や「覚書」等をご提出いただく場合があります。)
(3) 口座振替依頼書	
(4) 総会資料 (議事録含む)	

2 提出期限 令和 5 年 8 月 31 日 (木)

※なお、事情により期限を過ぎる恐れがある場合は、地域振興課へ事前にご相談ください。

3 提出先

栄区地域振興課地域活動係 (本館 4 階 46 番窓口)

※上記の必要書類を添付いただければ、メールでの提出可 (下記メールアドレス)

4 同封書類

- (1) 令和 5 年度地域活動推進費事務の手引
- (2) 令和 5 年度地域防犯灯維持管理費補助金申請の手引

5 その他

様式のデータは、栄区ホームページもしくはジにてダウンロードしていただけます。

栄区 地域活動推進費

検索



担当：栄区地域振興課地域活動係

電話 894-8391 FAX 894-3099

Eメール：sa-chishin@city.yokohama.jp

令和5年度 「横浜市交通安全運動実施計画」

1 趣旨

令和4年中の横浜市内における人身交通事故は、発生件数7,492件（前年比－391件）、負傷者数8,483人（前年比－514人）と、前年に比べ発生件数、負傷者数ともに減少しました。

しかしながら交通事故死者数は、統計開始以来最少だった前年より増え38人（前年比＋2人）と、依然として多くの尊い命が失われています。交通事故で亡くなられた方の状態別では、歩行中が19人、二輪車乗車中が12人と高い割合を占めているほか、年齢別では65歳以上の高齢者が関係するものが15人と約4割を占めています。

こうした交通事故の発生傾向を踏まえ、令和5年度は令和4年度横浜市交通安全対策会議で定めた、「年間の交通事故死者数36人以下」、「通学路における子どもの交通事故死ゼロ」を目標に、関係機関・団体の皆様とともに、「市民の交通安全意識の向上」と、「交通事故のない安全で住みよい街よこはまの実現」を目指した運動を計画的、効果的に推進し、交通安全は市民一人ひとりの心がけと実践によって実現されるものであることを強く訴えてまいります。

2 年間スローガン

「安全は 心と時間の ゆとりから」

3 重点事項

- 横断歩道における歩行者優先の徹底
- 二輪車・自転車の交通事故防止
- 高齢者と子どもの交通事故防止
- 飲酒運転の根絶



4 活動推進

- 夕暮れ時の前照灯の早め点灯と走行用前照灯（ハイビーム）の効果的活用
- 自転車損害賠償責任保険等の加入義務及び全ての自転車利用者に対する乗車用ヘルメット着用努力義務の周知の徹底
- 違法駐車及び放置自転車・バイクの追放
- 後部座席を含めた全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- 踏切道における交通事故防止
- 暴走族の追放
- 障がい者（特に視覚障がい者）の交通事故防止

5 年間運動

(1) 各季の運動 （※上記重点事項、活動推進を網羅して包括的に取り組む交通安全運動です。）

名称	実施期間	備考
新入学児童・園児を交通事故から守る運動	4月5日（水）～11日（火）	別に実施要綱を定めます。
春の全国交通安全運動 交通事故死ゼロを目指す日	5月11日（木）～20日（土） 5月20日（土）	
夏の交通事故防止運動	7月11日（火）～20日（木）	
秋の全国交通安全運動 交通事故死ゼロを目指す日	9月21日（木）～30日（土） 9月30日（土）	
年末の交通事故防止運動	12月11日（月）～20日（水）	

(2) 強化月間 (※重点事項、活動推進のうち、期間中特に強化して行う運動です。)

名称(スローガン)	実施期間	備考
九都県市一斉自転車マナーアップ強化月間 (自転車も のれば車の なかまいり) (ヘルメット かぶるだけでも 救える命)	5月1日(月)～31日(水)	別に実施要綱を定めます。
二輪車交通事故防止強化月間 (運転に ゆとり やさしさ 思いやり) 暴走族追放強化月間 (暴走は しない させない ゆるさない)	6月1日(木)～30日(金)	
首都圏放置自転車クリーンキャンペーン (ちょっとだけ 甘えが招く 迷惑駐車) (自転車の 代わりに置こう 思いやり)	10月1日(日)～31日(火)	
飲酒運転根絶強化月間 (乗る人に 飲ませるあなたも 犯罪者)	12月1日(金)～31日(日)	

(3) 年間を通じて実施する取組 (各季交通安全運動や強化月間にかかわらず、年間で実施する取組)

市内では、高齢者が巻き込まれる事故の割合が高くなっています。また、幼少期から交通安全に対する意識を高めることが重要と考えられることから、より一層「子どもと高齢者の交通事故防止」に取り組んでいきます。

また、「みんなのサイクルルールブックよこはま」をもとに、世代・対象者別に自転車の交通ルールを様々な機会や手段で周知するとともに、高い割合で推移している二輪車の交通事故防止にも取り組みます。

ア 子どもと高齢者の交通事故防止

- 幼稚園・認可保育所・横浜保育室を対象とした、横浜市幼児交通安全教育指導員による幼児交通安全教育の推進
- はまっ子交通あんぜん教室等、児童を対象とした交通安全教育の推進
- チャイルドシート着用の推進
- 高齢者交通安全教育の推進
- 交通安全シルバーリーダーの養成・活動の推進

【参考】幼児交通安全訪問指導

パペット(ルールちゃん、まもるくん)と指導員による交通安全教室

令和5年度
市内幼稚園・保育所等
訪問回数：300回(予定)



イ 自転車・二輪車の交通事故防止

- 小・中・高校生を対象とした自転車の乗り方教室の開催
- リーフレット、世代・対象者別の啓発チラシの配布
- 自転車とクルマの互いの思いやりを啓発する「思いやり SHARE THE ROAD 運動」の実施
- 自転車等を放置しないように呼び掛ける運動の推進
- 体験型の交通安全教室であるスクエアード・ストレイト方式交通安全教室の開催
- 自転車点検整備と自転車損害賠償責任保険等加入の促進
- 自転車の乗車用ヘルメット着用の促進
- 二輪車の乗り方に関する啓発及び二輪車講習会の開催

ウ その他

- 電動キックボードの安全利用に関する周知・啓発
- 視覚に障がいがある方など体の不自由な方に対する思いやりに関する周知・啓発
- 視聴覚教材の貸出し
- ウェブサイトを活用した広報・啓発
- SNS(Twitter等)、動画等を活用した啓発

(4) 特別対策

ア 交通事故防止特別対策

交通事故の発生状況を踏まえ、特別対策を実施します。

イ 自転車交通事故防止対策・高齢者交通事故防止対策

神奈川県交通安全対策協議会が指定した自転車交通事故多発地域や高齢者交通事故多発地域において、地域の実情に応じた積極的な広報啓発活動を実施します。

〔 【参考】令和4年 自転車交通事故多発地域（5月1日指定）：鶴見区、南区、瀬谷区
高齢者交通事故多発地域（9月1日指定）：中区、瀬谷区 〕

ウ 飲酒運転根絶対策

依然として飲酒運転による痛ましい交通事故が後を絶たないことから、キャンペーンを市内各地で実施するなど飲酒運転を許さない社会づくりを強力に進めます。また、ハンドルキーパー運動を地域で推奨し、その運動の輪を広げます。

6 横浜市交通安全対策協議会の会議等日程

名 称	開 催 時 期	内 容 等
交通安全功労者表彰式	令和5年 10月下旬（予定）	多年にわたり本市の交通安全と交通事故防止に貢献し、その功績が顕著な個人及び団体を表彰します。
総 会	令和6年 2月上旬（予定）	【協議事項】 ・令和5年度交通安全運動実施結果（速報）について ・令和6年度交通安全運動実施計画（案）について

◆ 各種交通安全啓発チラシ配布等について

自転車を安全で快適に利用するために知っておきたい交通ルール等をまとめた「みんなのサイクルルールブックよこはま」や、世代・対象者別の啓発チラシを作成し、配布しています。

ルールブックや啓発チラシは、市ウェブサイト（交通安全 横浜市で検索）からダウンロードして自由にお使いいただけます。また、交通安全動画（YouTube）も公開していますので是非ご覧ください。

（ルールブック
コンパクト版）



（啓発チラシ）



（幼児向け交通安全動画）



◆ 視聴覚教材等の貸出しについて

横浜市道路局では、視聴覚教材（DVD、紙芝居）及びパペットの貸出しを行っておりますので、交通安全教育に是非ご活用ください。詳細は、市ウェブサイトをご参照ください。

受付方法 電話にて受け付けています。 ☎ 0 4 5 （ 6 7 1 ） 2 3 2 3

対 象 横浜市内の団体（保育所、幼稚園、事業所、自治会町内会、老人クラブ、その他公共団体等）

【参考】 視聴覚教材（DVD）



横浜市交通安全キャラクターパペット
（ルール） （まもる）



自治会・町内会

- 横浜市町内会連合会
- 各区連合町内会

交通安全協会、団体等

- (一財)横浜市交通安全協会
- 各地区交通安全協会
- 横浜市交通安全母の会連合会
- 各地区安全運転管理者会
- 神奈川県青少年交通安全連絡協議会

女性・青少年団体

- 横浜市女性団体連絡協議会
- 横浜市青年団体連絡協議会
- 横浜市青少年指導員連絡協議会
- 横浜市スポーツ推進委員連絡協議会
- ボーイスカウト横浜市連合会
- ガールスカウト横浜市連絡協議会
- 横浜海洋少年団
- 横浜市健民少年団
- 横浜市子ども会連絡協議会

自動車等関連団体

- 神奈川県二輪車普及安全協会
- (一社)神奈川県指定自動車教習所協会
- (一社)神奈川県自動車会議所
- 神奈川県タクシー協会
- (一社)神奈川県バス協会
- 神奈川県トラック協会
- 神奈川県自動車整備振興会
- 神奈川県自動車販売店協会
- 神奈川県軽自動車協会
- 神奈川県自転車商協同組合
- 横浜個人タクシー協同組合
- 神奈川県個人タクシー協同組合
- 日本自動車連盟神奈川支部
- 赤帽首都圏軽自動車運送協同組合神奈川支部

商工関係

- 横浜商工会議所
- (一社)横浜青年会議所
- 横浜市商店街総連合会

司法、保護機関・団体

- 神奈川県弁護士会
- 横浜市人権擁護委員会

医師会等

- 横浜市医師会
- 横浜市病院協会

労働組合

- 日本労働組合総連合会神奈川県連合会
- 日本労働組合総連合会神奈川県連合会横浜地域連合

教育関係機関・団体

- 横浜市立高等学校長会
- 横浜市立中学校長会
- 横浜市立小学校長会
- 横浜市私立中学高等学校長協会
- 横浜市幼稚園協会
- 横浜市PTA連絡協議会
- 横浜市学校保健会

鉄道関係

- 東日本旅客鉄道(株)横浜保線設備技術センター
- 東日本旅客鉄道(株)横浜駅
- 東京急行電鉄(株)鉄道事業本部運輸計画部
- 京浜急行電鉄(株)鉄道本部施設部
- 相模鉄道(株)施設部
- 横浜高速鉄道(株)運輸部

報道関係

- 日本放送協会横浜放送局
- アール・エフ・ラジオ日本
- テレビ神奈川
- 神奈川新聞社
- 毎日新聞社横浜支局
- 読売新聞社横浜支局
- 朝日新聞社横浜総局
- 産業経済新聞社横浜総局
- 東京新聞横浜支局
- 日本経済新聞社横浜支局
- 共同通信社横浜支局
- 時事通信社横浜総局

道路管理者

- 国土交通省横浜国道事務所
- 中日本高速道路(株)東京支社
- 東日本高速道路(株)関東支社
- 首都高速道路(株)神奈川局

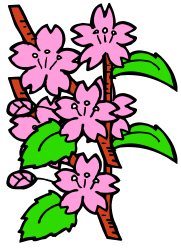
その他関係団体

- (公財)横浜市老人クラブ連合会
- (福)横浜市社会福祉協議会
- 横浜市民生委員児童委員協議会
- 横浜ライオンズクラブ

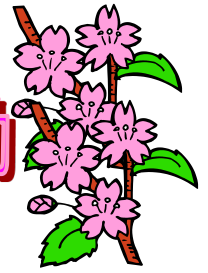
官公庁

- 関東運輸局神奈川運輸支局
- 神奈川県
- 神奈川県警察
- 横浜市

(順不同)



令和5年度 新入学児童・園児を交通事故から守る運動 横浜市実施要綱



目 的

市民一人ひとりが交通安全について考え、交通ルールの遵守と交通マナーの向上に取り組むことを通じて、新入学児童・園児を交通事故から守り、交通ルールとマナーの基本を身につけさせることで、交通事故防止の徹底を図ります。

期 間

令和5年4月5日（水）～4月11日（火）の7日間

ス ロ ー ガ ン

新入学児童・園児を交通事故から守ろう

重 点

- 1 新入学児童・園児の交通事故防止
- 2 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- 3 全ての自転車利用者に対する乗車用ヘルメット着用努力義務の周知徹底

◇◇令和4年中 幼児・園児、小学生、中学生の交通事故発生状況◇◇

	幼児・園児			小学生			中学生			全事故		
	件数	死者数	負傷者数	件数	死者数	負傷者数	件数	死者数	負傷者数	件数	死者数	負傷者数
鶴見区	9	0	14	25	0	27	12	0	12	669	4	745
神奈川区	2	0	2	9	0	8	0	0	0	363	3	400
西区	3	0	3	2	0	2	3	0	3	255	3	285
中区	5	0	5	7	0	7	6	0	6	384	1	432
南区	5	0	6	9	0	9	2	0	3	328	2	361
港南区	8	1	8	30	0	30	9	0	8	477	2	585
保土ヶ谷区	8	0	9	13	0	15	4	0	4	454	0	526
旭区	6	0	8	12	0	14	7	0	6	528	2	594
磯子区	8	0	11	15	0	16	7	0	6	311	1	354
金沢区	5	0	7	13	0	13	13	0	12	506	2	574
港北区	4	0	4	18	0	19	3	0	3	512	2	559
緑区	12	0	15	12	0	13	4	0	3	371	5	416
青葉区	6	0	8	25	0	26	11	0	13	543	1	625
都筑区	9	0	12	25	0	28	7	0	6	438	4	509
戸塚区	6	0	6	20	0	21	8	0	9	514	4	571
栄区	1	0	3	5	0	5	4	0	4	193	0	238
泉区	3	0	3	12	0	12	8	0	8	272	0	297
瀬谷区	6	0	7	11	0	10	8	0	8	374	2	412
横浜市内	106	1	131	263	0	275	116	0	114	7,492	38	8,483
神奈川県内	281	2	346	802	1	832	374	0	360	21,098	113	24,382

各機関・団体の主な取組

共通事項

- 1 「重点」に基づき、今後の新型コロナウイルス感染症等の状況や、これに伴う市民の交通行動の変化等に注視しつつ、それぞれの地域等の実態に即した各種交通安全活動を積極的に推進します。
- 2 関係機関・団体の職員等に、この運動について周知を図ります。
- 3 各種会議、行事を通じて、この運動の趣旨を積極的に周知するとともに、広報紙（誌）・機関紙（誌）を発行するときは、交通ルールの遵守とマナーの向上を呼びかける記事等の掲載に努めます。

横浜市・区

- 1 地域の交通事故実態に即した交通安全運動の推進計画等を策定するとともに、関係機関・団体との連携を図り、運動を推進します。
- 2 各種メディアを活用して、運動の周知と広報啓発を推進します。
- 3 参加体験型の交通安全教室を開催し、効果的な交通安全教育を推進します。

警察

- 1 交通事故に直結する悪質性、危険性、迷惑性の高い違反やスクールゾーン等を中心とする指導取締りを強化します。
- 2 新入学児童・園児を中心とした街角アドバイスを積極的に推進します。
- 3 関係機関・団体に交通事故分析資料等を積極的に提供するなど、地域等の実態に即した事故防止活動を推進します。
- 4 交通情報板などを利用して、この運動の周知と交通安全の啓発を推進します。

交通安全協会

- 1 キャンペーンやイベントなどの開催により、運動への参加・協力を呼びかけるほか、地域や職場等での自主的な活動や交通安全講習会への積極的な参加を働きかけます。
- 2 はまっ子交通あんぜん教室、チャイルドシート着用教室や自転車交通安全教室を実施し、交通事故から新入学児童・園児を守る取組を推進します。

教育関係

- 1 新入学児童・園児への交通安全教育の推進を図るとともに、校外指導の充実を図ります。
- 2 家庭との連携を密にして、登下校時及び帰宅時の交通事故防止を図ります。

道路管理者・鉄道事業者

- 1 交通安全施設の点検整備を実施するとともに、道路パトロールなどを強化します。
- 2 道路情報板、駅広報、車内広報などを利用して、この運動の周知と交通安全の啓発を推進します。

地域

- 1 安全な歩き方や横断の方法、自転車の安全な乗り方及び乗車用ヘルメットの着用などの基本的な交通ルールについて具体的に教えましょう。
- 2 子どもとともに、通学・通園路を事前に確認し、危険な箇所での通行方法などを現場で指導し、実行させましょう。
- 3 自動車に乗車するときは、全ての座席のシートベルトやチャイルドシートの正しい着用の「ひとこえ」をかけ合しましょう。
- 4 危険な横断などを見かけたら思いやりの気持ちをもって声をかけ、手をさしのべましょう。

横浜市交通安全対策協議会
(事務局) 横浜市道路局交通安全・自転車政策課
電話045(671)2323

＼ 充実した毎日を過ごすため ＼

身近な施設に行ってみよう!

栄区民施設のご案内



栄区民施設MAP

複合公共施設

- 1 **さかえすた SAKAESTA**
 ・本郷地区センター
 ・本郷駅前地域ケアプラザ
 ・さかえ区民活動センター ▶ P3
 小菅ケ谷1-5-4

地区センター

子どもから高齢者まで、幅広い世代の方々が利用し、交流できる施設です。年間を通じて、運動や演奏会、季節に合わせた料理教室などの講座を開催しています。

- 2 **豊田地区センター** ▶ P4
 飯島町1368-1
- 3 **上郷地区センター** ▶ P4
 上郷町1173-5

コミュニティハウス

幅広い世代の方々が、気軽に利用できる地域の施設です。学校に併設されたコミュニティハウスも含めて、区内に4か所設置されています。

- 4 **飯島コミュニティハウス** ▶ P5
 飯島町1863-5
- 5 **上郷矢沢コミュニティハウス** ▶ P5
 桂台南2-34-2
- 6 **本郷小学校コミュニティハウス** ▶ P5
 中野町16-1
- 7 **庄戸中学校コミュニティハウス** ▶ P5
 庄戸3-1-1

公会堂・スポーツセンター(たっちーらんど)

- 8 **栄公会堂** ▶ P6
 桂町279-29
- 9 **栄スポーツセンター** ▶ P6
 桂町279-29



老人福祉センター

地域の60歳以上の方を対象に、健康や福祉に関する相談、健康づくりや趣味の講座などのサービスを提供し、社会参加を支援する施設です。

- 13 **翠風荘** ▶ P8
 野七里2-21-1

地域ケアプラザ

誰もが住み慣れたまちで、健康で安心して暮らせる地域をつくるための拠点として設置している施設です。

- 14 **豊田地域ケアプラザ** ▶ P8
 飯島町1368-10
- 15 **笠間地域ケアプラザ** ▶ P8
 笠間1-1-1(ルリエ大船内)
- 16 **小菅ケ谷地域ケアプラザ** ▶ P9
 小菅ケ谷3-32-12
- 17 **中野地域ケアプラザ** ▶ P9
 中野町400-2
- 18 **桂台地域ケアプラザ** ▶ P9
 桂台中4-5
- 19 **野七里地域ケアプラザ** ▶ P9
 野七里1-2-31

福祉保健活動拠点

自主的な福祉保健活動を身近な地域でより活発に行うための場です。区内を中心に活動する関係団体やボランティアが活動しています。

- 20 **ピアハッピー栄 (栄区社会福祉協議会)** ▶ P10
 桂町279-29

文化・学習

- 10 **栄図書館** ▶ P7
 公田町634-9
- 11 **栄区民文化センターリリス**
神奈川県立地球市民かながわプラザ (あーすぶらざ) ▶ P7
 小菅ケ谷1-2-1
- 12 (公財) 横浜市ふるさと歴史財団 **埋蔵文化財センター** ▶ P8
 野七里2-3-1

野外活動・遊び・自然

- 21 **桂山公園 こどもログハウス「ロッキー」** ▶ P10
 桂台中16-1
- 22 **上郷・森の家** ▶ P10
 上郷町1499-1
- 23 **千秀センター** ▶ P10
 田谷町1662(千秀公園内)
- 24 **本郷ふじやま公園** ▶ P11
 鍛冶ケ谷1-20
- 25 **金井公園** ▶ P11
 金井町315-2
- 26 **小菅ケ谷北公園** ▶ P11
 小菅ケ谷4-31

複合公共施設

さかえすた
1 SAKAESTA (●本郷地区センター
●本郷台駅前地域ケアプラザ
●さかえ区民活動センター)



本郷台駅前にあるSAKAESTAは、市内で初めて「地区センター」と「地域ケアプラザ」及び「区民活動センター」の3つの機能が一体となった複合公共施設です。3つの機能が一体となることで、お部屋の利用だけでなく、福祉相談や団体紹介などを1つの施設の中で行うことができます。



- 住所** 〒247-0007 小菅ヶ谷1-5-4
- 連絡先** ☎ 045-392-5157 (代表)
FAX 045-894-9903 (地区センター・区民活動センター)
045-392-5183 (地域ケアプラザ)
- 開館時間** 平日・土曜/9時~21時 日曜・祝日/9時~17時
- 休館日** 第3月曜(祝日の場合は翌日) 年末年始(12/29~1/3)

- 駐車スペース** なし
- アクセス** 「本郷台駅」 徒歩3分

施設	有料	●会議室 ●グループ室 ●和室 ●工芸室 ●陶芸室 ●料理室 ●印刷室
	無料	●多目的ホール* ●地域ケアルーム* ●ミーティングスペース ●図書コーナー ●娯楽コーナー ●プレイルーム ●授乳室 ●情報ラウンジ ※一部有料
イベント・講座	●昭和歌謡 ●ミニコンサート ●介護予防教室 ●子どもの学習支援 ●パソコン講座 ●子育て講座 ●子ども向け講座 など	
登録団体	●囲碁 ●体操 ●音楽 ●合唱 ●写真 ●陶芸 ●書道 ●絵画 ●卓球 ●パソコン教室 ●歴史 ●詩吟 ●ウォーキング ●ヨガ など	

さかえ区民活動センターってな~に?

「さかえ区民活動センター」は、栄区で地域活動やボランティア活動、生涯学習に取り組んでいる方や団体を支援しています。また、これから何か新しいことを始めたい方や趣味をみんなで楽しみたい方などの相談も受け付け、仲間や団体とのマッチングをしています。

「知り合いがいなし緊張する…」と思っている方でも大丈夫。みんな最初はそうなんです。一歩踏み出して、「地域デビュー」をしてみませんか。

人財バンク 登録募集中!

さかえ区民活動センターでは、あなたの得意を「人財バンク」に登録し、地域でその得意を必要としている方や団体にご紹介しています。

- 例1** パソコンが詳しい方に、初心者向けの講習会を開催していただきました。
- 例2** 手品が趣味の方に、地域のお祭りを盛り上げていただきました。

地区センター

2 豊田地区センター



- 住所** 〒244-0842 飯島町1368-1
- 連絡先** ☎ 045-895-1390 FAX 045-895-1480
- 開館時間** 平日・土曜/9時~21時 日曜・祝日/9時~17時
- 休館日** 第3月曜(祝日の場合は翌日) 年末年始(12/28~1/4)
- 駐車スペース** 18台
- アクセス** ●バス停「貝殻坂」 徒歩2分
●バス停「飯島上町」 徒歩2分



施設	有料	●会議室 ●和室 ●工芸室 ●音楽室 ●料理室 ●体育室(貸切利用は有料、個人利用は無料) ●体育室ステージ
	無料	●プレイルーム ●娯楽コーナー ●図書コーナー
イベント・講座	●幼児季節あそび ●ちびっこ運動 ●ミニコンサート ●料理教室 ●こども夏休み工作 ●しめ縄飾り教室 ●こどもバドミントン教室 ●子育て相談 ●子どもの学習支援 ●子ども食堂 など	
登録団体	●卓球 ●バドミントン ●囲碁 ●ヨガ・体操 ●太極拳 ●絵画・絵手紙 など	



地区センター

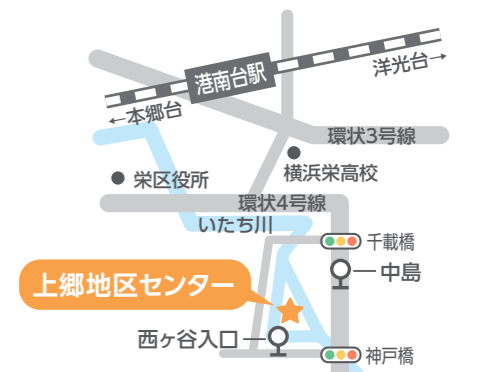
3 上郷地区センター



- 住所** 〒247-0013 上郷町1173-5
- 連絡先** ☎ 045-892-8000 FAX 045-892-8022
- 開館時間** 平日・土曜/9時~21時 日曜・祝日/9時~17時
- 休館日** 第4火曜(祝日の場合は翌日) 年末年始(12/28~1/4)
- 駐車スペース** 16台
- アクセス** ●バス停「中島」 徒歩5分
●バス停「西ヶ谷入口」 徒歩5分

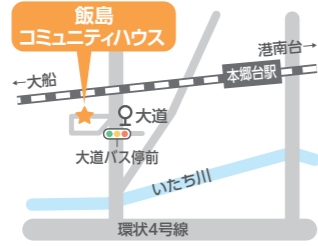


施設	有料	●会議室 ●ミーティング室 ●和室 ●工芸音楽室 ●音楽室 ●料理室 ●体育室(貸切利用は有料、個人利用は無料)
	無料	●プレイルーム ●娯楽コーナー ●フリースペース ●図書コーナー
イベント・講座	●親子でホテル観賞 ●ミニコンサート ●料理教室 ●魚のさばき方教室 ●寄せ植え教室 ●子どもかけっこ教室 ●てらこやかみごう など	
登録団体	●囲碁 ●麻雀 ●オカリナ ●和太鼓 ●蕎麦打ち ●卓球 ●バドミントン ●バスケットボール など	



コミュニティハウス

4 飯島コミュニティハウス



- 住所 〒244-0842 飯島町1863-5
- 連絡先 ☎045-891-1766 FAX 045-891-1786
- 開館時間 平日・土曜/9時~21時
日曜・祝日/9時~17時
- 休館日 第4火曜(祝日の場合は翌日)
年末年始(12/29~1/3)
- 駐車スペース なし(身体障害者用1台)
- アクセス バス停「大道」 徒歩5分

施設	無料	●集会室 ●キッズコーナー
イベント・講座	●ヨガ ●フラダンス ●英語教室 ●工作 ●フラワーアレンジメント ●古典を読む講座 など	
登録団体	●体操 ●太極拳 ●囲碁 ●卓球 ●仏像彫刻 ●鎌倉彫 ●フラダンス ●ハーモニカ ●合唱 など	

コミュニティハウス

5 上郷矢沢コミュニティハウス



- 住所 〒247-0033 桂台南2-34-2
- 連絡先 ☎045-895-1037 FAX 045-896-2406
- 開館時間 平日・土曜/9時~21時
日曜・祝日/9時~17時
- 休館日 第3水曜(祝日の場合は翌日)
年末年始(12/29~1/3)
- 駐車スペース 6台
- アクセス ●バス停「犬山」 徒歩5分
●バス停「矢沢」 徒歩5分

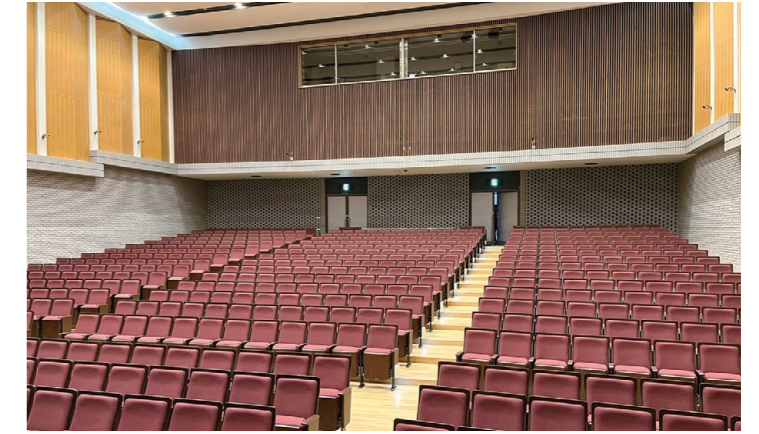
施設	無料	●集会室 ●和室 ●図書コーナー ●キッズコーナー
イベント・講座	●ヨガ ●子ども茶道 ●絵手紙 ●天体観測 ●こどもプール ●庭木の手入れ ●クリスマスリース作り など	
登録団体	●詩吟 ●合唱 ●囲碁 ●ヨガ など	

公会堂・スポーツセンター(たっちーらんど)

8 栄公会堂



- 住所 〒247-0005 桂町279-29
- 連絡先 ☎045-894-9901
FAX 045-894-9902
- 開館時間 9時~22時
- 休館日 第3月曜(祝日の場合は翌日)
年末年始(12/30~1/3)
- 駐車スペース 47台
- アクセス ●「本郷台駅」 徒歩9分
●バス停「栄警察署前」 徒歩2分
●バス停「栄区役所前」 徒歩2分
●バス停「天神橋」 徒歩2分



施設	有料	●講堂 ●リハーサル室 ●会議室 ●和室
イベント・講座	●昭和の歌声タイム ●ウクレレ ●ゴスペル ●書道 ●篆刻(はんこ作り) ●キッズ舞踊など	
登録団体	●合唱 ●音楽 ●体操 ●囲碁 ●演劇 ●舞踊 など	



コミュニティハウス

6 本郷小学校コミュニティハウス



- 住所 〒247-0015 中野町16-1
- 連絡先 ☎045-895-5588 FAX 045-896-2430
- 開館時間 9時~21時
- 休館日 月曜・水曜
年末年始(12/29~1/3)
- 駐車スペース なし
- アクセス ●「本郷台駅」 徒歩15分
●バス停「本郷小学校前」 徒歩2分

施設	無料	●研修室 ●和室 ●図書コーナー
イベント・講座	●ヨガ ●スノードーム作り ●小学生理科工作 ●食品サンプル作り ●プログラミング など	
登録団体	●合唱 ●体操 ●絵画 ●工芸 など	

コミュニティハウス

7 庄戸中学校コミュニティハウス



- 住所 〒247-0022 庄戸3-1-1
- 連絡先 ☎045-890-1877 FAX 045-890-1878
- 開館時間 9時~21時
- 休館日 水曜・金曜
年末年始(12/29~1/3)
- 駐車スペース 5台
- アクセス ●バス停「庄戸」 徒歩2分
●バス停「中島」 徒歩10分

施設	無料	●研修室 ●和室
イベント・講座	●健康づくり ●ストレッチ ●スマホ教室 ●音楽会 ●作品展 ●落語 ●マジックショー など	
登録団体	●ストレッチ ●ヨガ ●太極拳 ●書道 ●体操 ●英会話 など	

公会堂・スポーツセンター(たっちーらんど)

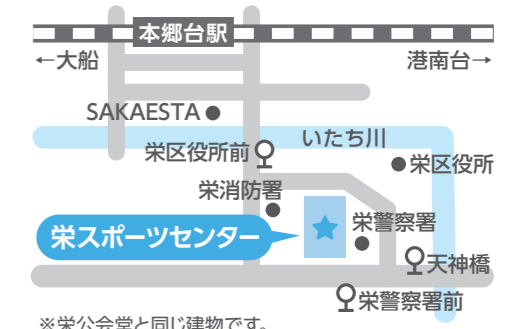
9 栄スポーツセンター



- 住所 〒247-0005 桂町279-29
- 連絡先 ☎045-894-9503
FAX 045-894-9505
- 開館時間 平日・土曜/9時~22時
日曜・祝日/7時30分~22時
- 休館日 第3月曜(祝日の場合は翌日)
年末年始(12/30~1/3)
- 駐車スペース 47台
- アクセス ●「本郷台駅」 徒歩9分
●バス停「栄警察署前」 徒歩2分
●バス停「栄区役所前」 徒歩2分
●バス停「天神橋」 徒歩2分



施設	有料	●体育室 ●トレーニング室 ●研修室
イベント・講座	●卓球 ●バドミントン ●太極拳 ●高齢者向け健康体操教室 ●子ども向け体操教室 ●ヨガ ●ピラティス ●エアロビクス ●ZUMBA ●バレーボールタイム ●バスケットボールタイム など	
登録団体	●卓球 ●バドミントン ●社交ダンス ●フットサル ●バスケットボール ●バレーボール など	



文化・学習

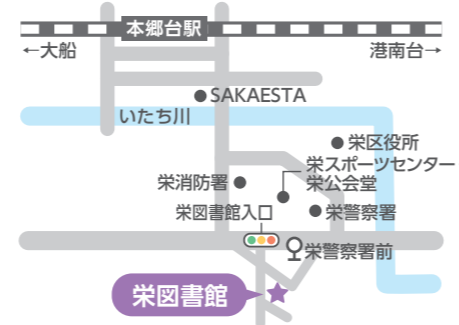
10 栄図書館



- 住所 〒247-0014 公田町634-9
- 連絡先 ☎045-891-2801 FAX 045-891-2803
- 開館時間 火曜～金曜/9時30分～19時
月曜・土曜・日曜・祝日/9時30分～17時
- 休館日 施設点検日(毎月1回)
図書特別整理日
年末年始(12/29～1/3)
- 駐車スペース 15台
- アクセス ●「本郷台駅」 徒歩13分
●バス停「栄警察署前」 徒歩2分



施設	無料	● 閲覧席(電源付き席あり)
イベント・講座	● 講演会 ● 図書展示及び企画展示 ● おはなし会(子どものための読み聞かせ) ● 紙芝居上演 など	
活動団体	● 読み聞かせボランティア ● 紙芝居ボランティア ● 図書修理ボランティア ● 書架整理ボランティア ● 花苗植えボランティア など	



文化・学習

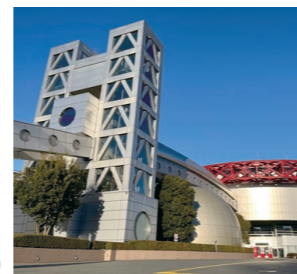
11 ● 栄区民文化センター・リリス
● 神奈川県立地球市民かながわプラザ(あーすぷらざ)



- 栄区民文化センター・リリス**
- 住所 〒247-0007 小菅ヶ谷1-2-1
 - 連絡先 ☎045-896-2000 FAX 045-896-2200
 - 開館時間 9～22時
 - 休館日 第2月曜(祝日の場合は第3月曜)
年末年始(12/29～1/3)
 - 駐車スペース 普通車:90台、大型車:10台(利用可能時間 6:30～24:00)
 - アクセス 「本郷台駅」 徒歩3分



- 神奈川県立地球市民かながわプラザ(あーすぷらざ)**
- 住所 〒247-0007 小菅ヶ谷1-2-1
 - 連絡先 ☎045-896-2121 FAX 045-896-2299
 - 開館時間 9時～17時
※一部施設は9時～22時
 - 休館日 月曜(祝日を除く)
※一部施設は月曜も開館
年末年始(12/29～1/3)
 - 駐車スペース 普通車:90台、大型車:10台(利用可能時間 6:30～24:00)
 - アクセス 「本郷台駅」 徒歩3分



施設	有料 ● ホール ● ギャラリー ● 音楽ルーム ● 練習室 ● 会議室 無料 ● 情報コーナー
イベント・講座	● 午後の音楽会シリーズ ● リリス芸術大学クラシック学部(講座) ● ファミリーコンサート など

施設	有料 ● プラザホール ● 映像ホール ● 会議室 ● 研修室 ● 保育室 ● 創作スタジオ ● 多目的室 ● ワークショップルーム ● スタジオ ● 展示コーナー ● 企画展示室
施設	無料 ● 情報フォーラム ● 映像ライブラリー ● ラウンジ
イベント・講座	● 企画展 ● 子ども向けワークショップ ● 講演会 ● 映画上映会 など



文化・学習

12 (公財)横浜市ふるさと歴史財団
埋蔵文化財センター

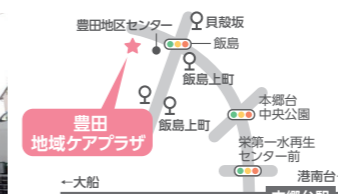


- 住所 〒247-0024 野七里2-3-1
- 連絡先 ☎045-890-1155 FAX 045-891-1551
- 開館時間 9時～17時
- 休館日 土曜・日曜・祝日
年末年始(12/29～1/3)
- 駐車スペース 20台
- アクセス バス停「上郷ネオポリス」 徒歩1分

施設	無料	● 研修室
講座・展示	● 横浜の考古学等の講座 ● 横浜の遺跡展 ● 栄区の郷土資料室 ● エントランス展示 など	

地域ケアプラザ

14 豊田地域ケアプラザ



- 住所 〒244-0842 飯島町1368-10
- 連絡先 ☎045-864-5144(代表) ☎045-864-5236(福祉・保健に関する相談) FAX 045-864-5904
- 開館時間 ● 施設貸出(施設の利用時間)
平日・土曜/9～21時* 日曜・祝日/9時～17時
※施設予約がない場合は18時閉館
● 福祉・保健に関する相談窓口(地域包括支援センター)
平日・土曜/9～18時 日曜・祝日/9時～17時
- 休館日 施設点検日(毎月1回) 年末年始(12/29～1/3)
- 駐車スペース なし
- アクセス ● バス停「貝殻坂」 徒歩3分
● バス停「飯島上町」 徒歩3分

施設	無料	● 多目的ホール ● 地域ケアルーム ● 調理室 ● ボランティアルーム
イベント・講座	● 子育てサロン ● 高齢者サロン ● 健康体操教室 ● 健康相談 ● 障害児余暇支援事業 ● 介護者のつどい ● 認知症講座 ● シニアライフノート関連講座 など	
登録団体	● ボッチャ ● 健康麻雀 ● 健康体操 ● 太極拳 ● レコード喫茶 ● 子育て支援サークル ● 配食ボランティア など	

老人福祉センター

13 翠風荘



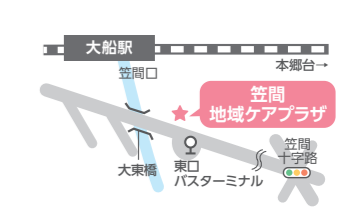
- 住所 〒247-0024 野七里2-21-1
- 連絡先 ☎045-891-4141 FAX 045-891-4143
- 開館時間 9時～17時
- 休館日 第4火曜 年末年始(12/28～1/4)
- 駐車スペース 14台
- アクセス ● バス停「上郷ネオポリス」 徒歩5分
● バス停「栄プール」 徒歩1分
● バス停「長倉町」 徒歩8分

施設	無料	● 広間 ● 会議室 ● 工作室 ● 和室 ● 洋室 ● 囲碁・将棋室 ● スポーツ室 ● 図書室
イベント・講座	● 輪踊り ● 合唱 ● らくらく体操 ● さわやかスポーツ ● 文学講座 ● 山散歩 ● スマホ教室 など	
登録団体	● 鎌倉彫り ● 太極拳 ● 陶芸 ● フラダンス ● フォークダンス ● 水彩画 ● 詩吟 ● パレエ ● 書道 ● 社交ダンス ● 合奏 ● ヨガ ● 新舞踊 ● ペン習字 ● マジック など	

※原則、60歳以上の方が対象です。

地域ケアプラザ

15 笠間地域ケアプラザ

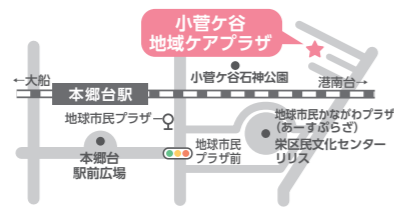


- 住所 〒247-0006 笠間1-1-1(ルリエ大船内)
- 連絡先 ☎045-890-0800(代表) ☎045-890-0862(福祉・保健に関する相談) FAX 045-890-0864
- 開館時間 ● 施設貸出(施設の利用時間)
平日・土曜/9～21時* 日曜・祝日/9時～17時
※施設予約がない場合は18時閉館
● 福祉・保健に関する相談窓口(地域包括支援センター)
平日・土曜/9～18時 日曜・祝日/9時～17時
- 休館日 施設点検日(毎月1回) 年末年始(12/29～1/3)
- 駐車スペース なし
- アクセス 「大船駅」 徒歩1分

施設	無料	● 多目的ホール ● 地域ケアルーム ● 調理室 ● ボランティアルーム
イベント・講座	● 認知症サポーター養成講座 ● 介護予防講座 ● 子育て支援事業 ● 介護者のつどい ● おもちや病院 ● 障害児余暇支援事業 ● ボッチャ交流イベント ● 権利擁護相談会 ● 傾聴ボランティア など	
登録団体	● 高齢者向け食事会 ● 地域食堂 ● 太極拳 ● ヨガ ● 男性料理教室 ● オカリナ ● 写真同好会 ● 介護予防 など	

地域ケアプラザ

16 小菅ヶ谷地域ケアプラザ



住所 〒247-0007 小菅ヶ谷3-32-12
連絡先 ☎045-896-0471(代表)
 ☎045-896-0473(福祉・保健に関する相談)
 FAX045-896-0472
開館時間 ●施設貸出(施設の利用時間)
 平日・土曜/9~21時* 日曜・祝日/9時~17時
 ※施設予約がない場合は18時閉館
 ●福祉・保健に関する相談窓口(地域包括支援センター)
 平日・土曜/9~18時 日曜・祝日/9時~17時
休館日 施設点検日(毎月1回) 年末年始(12/29~1/3)
駐車スペース なし
アクセス 「本郷台駅」 徒歩8分

施設	無料	●多目的ホール ●地域ケアルーム ●調理室 ●ボランティアルーム
イベント・講座		●いたちまつり ●子ども向け工作講座 ●よこはまシニアボランティア研修会 ●ポッチャ体験 ●ボランティア講座 ●子育て講座 ●中途障害者向けサロン など
登録団体		●配食ボランティア ●子育て支援ボランティア ●体操 ●合唱 ●楽器演奏 など

地域ケアプラザ

18 桂台地域ケアプラザ



住所 〒247-0034 桂台中4-5
連絡先 ☎045-897-1111(代表)
 ☎045-897-1112(福祉・保健に関する相談)
 FAX045-897-1119
開館時間 ●施設貸出(施設の利用時間)
 平日・土曜/9~21時* 日曜・祝日/9時~17時
 ※施設予約がない場合は18時閉館
 ●福祉・保健に関する相談窓口(地域包括支援センター)
 平日・土曜/9~18時 日曜・祝日/9時~17時
休館日 施設点検日(毎月1回) 年末年始(12/29~1/3)
駐車スペース なし
アクセス バス停「桂台中央」 徒歩2分

施設	無料	●多目的ホール ●地域ケアルーム ●調理室 ●ボランティアルーム
イベント・講座		●健康講座 ●認知症予防講座 ●介護予防体操 ●親子のふれあい遊び など
登録団体		●筋トレ ●ヨガ ●パソコン教室 ●スマホ教室 ●歌を楽しむ会 など

地域ケアプラザ

17 中野地域ケアプラザ



住所 〒247-0015 中野町400-2
連絡先 ☎045-896-0711(代表)
 ☎045-896-0712(福祉・保健に関する相談)
 FAX045-896-0713
開館時間 ●施設貸出(施設の利用時間)
 平日・土曜/9~21時* 日曜・祝日/9時~17時
 ※施設予約がない場合は18時閉館
 ●福祉・保健に関する相談窓口(地域包括支援センター)
 平日・土曜/9~18時 日曜・祝日/9時~17時
休館日 施設点検日(毎月1回) 年末年始(12/29~1/3)
駐車スペース なし
アクセス バス停「中野町」 徒歩3分

施設	無料	●多目的ホール ●地域ケアルーム ●調理室 ●ボランティアルーム
イベント・講座		●子どもの居場所 ●サロン ●介護予防事業 など
登録団体		●体操 ●麻雀 ●子育てサロン ●舞踊 ●地域サロン など

地域ケアプラザ

19 野七里地域ケアプラザ



住所 〒247-0024 野七里1-2-31
連絡先 ☎045-890-5331(代表)
 ☎045-890-5333(福祉・保健に関する相談)
 FAX045-890-5332
開館時間 ●施設貸出(施設の利用時間)
 平日・土曜/9~21時* 日曜・祝日/9時~17時
 ※施設予約がない場合は18時閉館
 ●福祉・保健に関する相談窓口(地域包括支援センター)
 平日・土曜/9~18時 日曜・祝日/9時~17時
休館日 施設点検日(毎月1回) 年末年始(12/29~1/3)
駐車スペース なし
アクセス ●バス停「西ヶ谷」 徒歩5分 ●バス停「犬山南」 徒歩8分

施設	無料	●多目的ホール ●地域ケアルーム ●調理室 ●ボランティアルーム
イベント・講座		●げんきっこひろば ●散歩 ●体操 ●パソコン講座 ●行政書士相談会 ●こころの相談会 など
登録団体		●健康(介護予防)体操 ●合唱 ●絵画 ●詩吟 ●俳句 ●将棋 ●楽器演奏 ●手芸 など

福祉保健活動拠点

20 ピアハッピー栄(栄区社会福祉協議会)

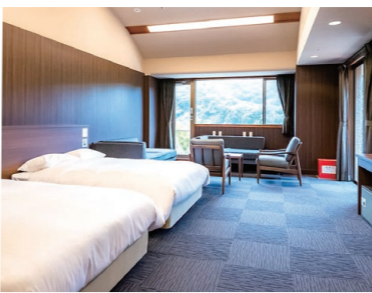


住所 〒247-0005 桂町279-29
連絡先 ☎045-894-8521 FAX045-892-8974
開館時間 平日・土曜/9~21時 日曜・祝日/9時~17時
休館日 年末年始(12/29~1/3)
駐車スペース なし
アクセス ●「本郷台駅」 徒歩10分 ●バス停「天神橋」 徒歩3分 ●バス停「栄区役所前」 徒歩3分

施設	有料	●印刷室
	無料	●団体交流室 ●対面朗読室・編集室 ●録音室 ●点字製作室 ●多目的研修室
イベント・講座		●ボランティア講座 ●お祭り「ようこそ・であい広場」など
登録団体		●音声訳ボランティア ●手話 ●パソコン教室 ●福祉活動サークル ●保健活動ボランティア ●障害等の当事者団体 など

野外活動・遊び・自然

22 上郷・森の家

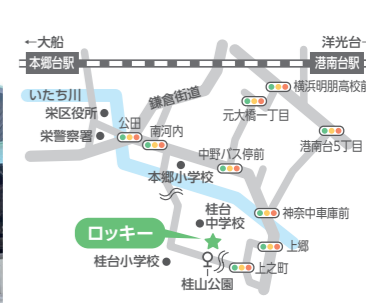


住所 〒247-0013 上郷町1499-1
連絡先 ☎045-895-5151 FAX045-895-5005
開館時間 6時~22時 ※受付時間:9時30分~17時30分
休館日 なし(特別メンテナンス日は事前に告知)
駐車スペース 80台(大型バス4台駐車場別途あり)
アクセス バス停「森の家前」 徒歩7分

施設	有料	●宿泊施設 ●BBQ場 ●キャンプ場 ●大浴場 ●レストラン ●多目的室 ●ミーティングルーム ●体育館 ●室内焚き火場 ●スタジオ ●大広間和室
イベント・講座		●絵画教室 ●観察の森散策 ●アウトドアイベント など

野外活動・遊び・自然

21 桂山公園 こどもログハウス「ロッキー」



住所 〒247-0034 桂台中16-1
連絡先 ☎045-893-2622 FAX045-896-2421
開館時間 9時30分~16時30分
休館日 第3月曜(祝日の場合は翌日) 年末年始(12/29~1/3)
駐車スペース なし
アクセス バス停「桂山公園」 徒歩1分

遊具等	●ぐるぐるすべり台 ●のぼり棒 ●はしご ●なわばしご ●つり輪 ●絵本 ●手づくりおもちゃ など
季節ごとのイベント	●七夕 ●ハロウィン ●クリスマス ●お正月 ●ひな祭り など

※原則、小学生、中学生、未就学児とその保護者が対象です。

野外活動・遊び・自然

23 千秀センター



住所 〒244-0844 田谷町1662(千秀公園内)
連絡先 ☎045-851-6850
連絡・受付可能日 水曜・土曜・日曜/9時~13時
利用時間 9時~20時40分
 ※11月~2月 ●BBQ場/9時~16時40分 ●キャンプ場/休止
利用できない日 第1・第2木曜(8月・祝日の場合を除く) 年末年始
駐車スペース 10台(千秀センター及び千秀公園の使用者共有)
アクセス ●バス停「山王」 徒歩5分 ●バス停「青少年センター前」 徒歩5分

施設	有料	●BBQ場(60人まで) ●キャンプ場(60人まで) ●会議室 ●和室
----	----	-------------------------------------

野外活動・遊び・自然

24 本郷ふじやま公園



住所 〒247-0009 鍛冶ケ谷1-20

連絡先 ☎ 045-896-0590
FAX 045-896-0593

開館時間 9時～17時

休館日 第1水曜(祝日の場合は翌日)
年末年始(12/29～1/3)

駐車スペース なし

- アクセス**
- 「本郷台駅」 徒歩20分
 - バス停「鍛冶ケ谷」 徒歩3分
 - バス停「中野町」 徒歩6分

イベント・講座	●蕎麦打ち塾	●フラワーアレンジメント
	●竹細工	●絵手紙
	●押し花絵教室	●和布細工
	●押し絵 など	

野外活動・遊び・自然

25 金井公園



住所 〒244-0845 金井町315-2

連絡先 ☎ 045-851-8333 FAX 045-851-8333

開館時間

- 管理棟 1月・2月/8時～17時15分 その他/8時～21時15分
- バスケットコート 1月・2月/8時～17時 その他/8時～20時
- 有料施設 施設ごと(野球場、テニスコート)に異なりますので、公園窓口へお問合せください。

休館日 年末年始(12/29～1/3)

駐車スペース 36台

- アクセス**
- バス停「辻前」 徒歩3分
 - バス停「久保橋」 徒歩5分

施設	無料	●男子更衣室 (有料コインシャワーあり)	●女子更衣室 (有料コインシャワーあり)	●レストルーム	●バスケットコート
	有料	●野球場	●テニスコート		
イベント・講座	●テニス教室	●野球教室	●野球場無料開放	●自然観察会	●野鳥観察会
			●花壇植付け体験会 など		

野外活動・遊び・自然

26 小菅ケ谷北公園



住所 〒247-0007 小菅ケ谷4-31

連絡先 ☎ 045-891-1151 FAX 045-891-1151

開館時間 9時～17時

休館日 年末年始(12/29～1/3)

駐車スペース 36台

- アクセス**
- 「本郷台駅」 徒歩25分
 - バス停「小菅ケ谷北公園」 徒歩1分
 - バス停「赤坂公園前」 徒歩3分

施設	有料	●BBQ場
	無料	●レストハウス ●授乳室
イベント・講座	●ホテルを愛でる会	●新春餅つき会
	●昆虫採集大会	●ノルディックウォーキング
	●お茶摘み体験	●たけのご掘り
	●シイタケ菌打ち体験	●愛犬しつけ教室 など



いろいろ
施設に
行ってみよう!



発行 栄区地域振興課
〒247-0005 栄区桂町303-19
☎ 045-894-8395
FAX 045-894-3099

令和5年3月発行

令和5年度 区連会主催行事の予定について（案）

行 事 名	実 施（予定）日	場 所
4月定例区連会	4月20日（木）13時30から	新館4階8・9号会議室
5月定例区連会	5月22日（月）13時30分から	新館4階8・9号会議室
新任自治会町内会長 研修会	5月予定 （各地区連合単位で出前講座方式による実施。令和5年度新任自治会町内会長または副会長が対象）	未定
各種団体合同研修会	未定	未定
6月定例区連会	6月20日（火）13時30分から	新館4階8・9号会議室
7月定例区連会	7月20日（木）13時30分から	新館4階8・9号会議室
9月定例区連会	9月20日（水）13時30分から	新館4階8・9号会議室
10月定例区連会	10月20日（金）13時30分から	新館4階8・9号会議室
11月定例区連会	11月20日（月）13時30分から	新館4階8・9号会議室
1月定例区連会	1月22日（月）15時30分から	新館4階8・9号会議室
区連会新年懇談会	未定	未定
2月定例区連会	2月20日（火）13時30分から	新館4階8・9号会議室
3月定例区連会	3月21日（木）13時30分から	新館4階8・9号会議室

※ 区連会主催以外で連長に御出席をお願いする行事予定については、別紙のとおりです。

担当：栄区地域振興課（区連会事務局）

野本、三國

TEL：894-8391 FAX：894-3099

Eメール：sa-chishin@city.yokohama.jp

令和5年度 栄区連合町内会定例会（区連会） 会議日程表

月	(参 考) 横浜市町内会 連合会定例会	栄区連合町内会定例会 (区連会) (場所：新館4階8・9号会議室) (原則毎月20日) 午後1時30分から	備 考
4月	12日(水)	20日(木)	
5月	12日(金)	22日(月)	
6月	12日(月)	20日(火)	
7月	12日(水)	20日(木)	
8月		休会	
9月	12日(火)	20日(水)	
10月	12日(木)	20日(金)	
11月	10日(金)	20日(月)	
12月		休会	
1月	12日(金)	22日(月)	15:30~
2月	9日(金)	20日(火)	
3月	12日(火)	21日(木)	